

平成 30 年

グラフで見る神奈川県下における

労働災害と健康の現状

(平成 29 年労働災害のとりまとめ)



神奈川県労働局・各労働基準監督署
神奈川県労働局労働基準部編

本紙本内容については下記神奈川県労働局ホームページにて、若しくは右のQRコードからご覧下さい。

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



目 次

はじめに

1	労働災害の推移 -----	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)	
2	業種別災害比率 -----	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数(図 2-1)	
	業種別死亡者数(図 2-2)	
3	業種別労働災害の推移 -----	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数の推移(図 3-1-1)	
	平成 24 年を基準として指数化(図 3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移(図 3-2-1) -----	4
	平成 24 年を基準として指数化(図 3-2-2)	
4	事故の型別災害発生状況 -----	5
	事故の型別休業 4 日以上の死傷者割合(図 4-1)	
	事故の型別死亡者割合(図 4-2) -----	5
	(1) 死傷災害の概要(図 4-3) -----	6
	(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)	
	(3) 第三次産業死傷災害 -----	7
	ア 小売業(図 4-5)	
	イ 社会福祉施設(図 4-6)	
	ウ 飲食店(図 4-7)	
	(4) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-8) ---	7
	(5) 建設業死傷災害(図 4-9) -----	8
	(6) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業(図 4-10)	
	イ 産業廃棄物処理業(図 4-11)	
	ウ 警備業(図 4-12)	
5	起因物別災害発生状況 -----	9
	概要	
	起因物別休業 4 日以上の死傷者割合(図 5-1)	
	起因物別死亡者割合(図 5-2)	
	(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) -----	10
	(2) 第三次産業死傷災害	
	ア 小売業(図 5-4)	
	イ 社会福祉施設(図 5-5)	
	ウ 飲食店(図 5-6)	

(3)	陸上貨物運送事業死傷災害（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）（図 5-7）	
(4)	建設業死傷災害（図 5-8）	-----11
(5)	災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業（図 5-9）	
	イ 産業廃棄物処理業（図 5-10）	
	ウ 警備業（図 5-11）	
6	年齢階層別災害発生状況	-----12
	年齢階層別休業 4 日以上の死傷者数（図 6-1）	
	年齢階層別死亡者数（図 6-2）	
	業種別 50 歳以上の被災労働者の割合（図 6-3）	
7	経験年数別災害発生状況	-----13
	業種別経験年数 1 年未満の労働者の割合（図 7）	
8	交通労働災害発生状況	-----13
	交通労働災害による死亡者数の推移（図 8-1）	
	業種別死亡者数（過去 5 年間）（図 8-2）	
9	業務上疾病発生状況	-----14
	業務上疾病発生状況（年次別推移）（図 9-1）	
	業務上疾病発生状況（平成 22 年～）（表 9-1）	
	業務上疾病による死亡災害（平成 22～28 年）（図 9-2）	-----15
	腰痛災害発生状況（平成 28 年）（図 9-3）	
	年次別 熱中症による労働災害発生状況（図 9-4）	
10	労災保険給付等状況（脳・心臓疾患及び精神障害等）	-----16
	脳・心臓疾患の労災補償状況（図 10-1）	
	精神障害等の労災補償状況（図 10-2）	
11	健康診断結果	-----17
	業種別定期健康診断実施状況（表 11-1）	
	定期健康診断結果の有所見率の推移（図 11-1）	-----18
	定期健康診断 有所見率の推移（神奈川・全国）（図 11-2）	
	年次別特殊健康診断実施状況（表 11-2）	-----19
	特殊健康診断有所見率の推移（図 11-3）	
	じん肺健康管理実施状況（表 11-3）	-----20
	ストレスチェック検査・面接指導実施状況（神奈川）（図 11-4、図 11-5）	
	平成 28 年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況（規模別）（表 11-4）	-----21
12	第 13 次労働災害防止推進計画の概要	-----22
13	平成 29 年に発生した死亡災害の概要	-----26

はじめに

昭和30年代初めから、日本経済は技術革新を基盤とした、「神武景気」、「岩戸景気」といった好景気が続き、国民総生産(GNP)は平均年率10%と驚異的に成長しました。

一方、技術革新があらゆる分野で進み、新たな原材料、工法、機械設備が相次ぎ導入され、それに伴う労働災害の大型化、新たな職業病の発生という問題が生じ、全国では、昭和36年に死亡者6,712人、死傷者数481,666万人(休業8日以上)を数え、その後、昭和47年に統計を休業4日以上の死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川県内の労働災害は、同様に昭和36年に死傷数26,376人(休業8日以上)、死亡者数336名をピークとして長期的には減少しています。

このような状況の中、国は昭和33年からこれまで12次(5か年計画)に渡って「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和39年には「労働災害防止団体等に関する法律」(昭和47年「労働災害防止団体法」と改称)を制定、労働災害の防止団体等の発足により事業主の自主的な災害防止活動の促進に寄与しております。また、昭和47年に産業社会の進展に即応できる労働災害、職業病防止のため、危害防止基準の確立、労働災害防止の責任体制の明確化、企業における自主的活動などの総合的な対策を進め、働く人々の安全と健康を守るとともに、快適な職場環境をつくることを目的とする「労働安全衛生法」を制定し、事業主、事業者団体、労働災害防止団体等とともに労働災害防止対策の徹底を図っております。

長期的に見ると神奈川県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は大きく減少しましたが平成25年からスタートした「第12次労働災害防止推進計画」期間中、ほぼ横ばい状態で平成29年は前年と比較して47人減の6,551人となりました。

死亡者数については、平成29年は過去最少となった平成28年の28人よりも2人増の30人となりましたが建設業では過去最少の6人となったところです。

事故の型別にみると、休業災害については平成20年以降、転倒が最も多く、又、死亡災害については、ここ3年間(平成26~28年)は墜落・転落が最も多く発生していましたが、平成29年については、はさまれ・巻き込まれが9人と、墜落・転落の8人を上回りました。

また、経験1年未満の労働者の災害が全体の30%以上を占め、特に昨今の雇用情勢の中で、人材の確保が困難であるといわれている陸上貨物運送事業、飲食店はその比率が特に高く注目される場所です。

これらの分析結果にたち、神奈川労働局では、「第13次労働災害防止推進計画」(期間 2018年度~2022年度)を推進してまいります。特に、1年目である平成30年は小売業、飲食店、社会福祉施設、陸上貨物運送事業を中心に取組むこととしております。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

平成30年5月

神奈川県労働基準部

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。（労働安全衛生法第2条第1号）

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。（労働安全衛生法第3条第1項）

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任（民法第415条）が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法：措置義務違反
- ・刑法：業務上過失致死傷
(罰則の適用)

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条：債務不履行責任
- ・民法第709条：不法行為責任
- ・民法第715条：使用者責任

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

社会的制裁

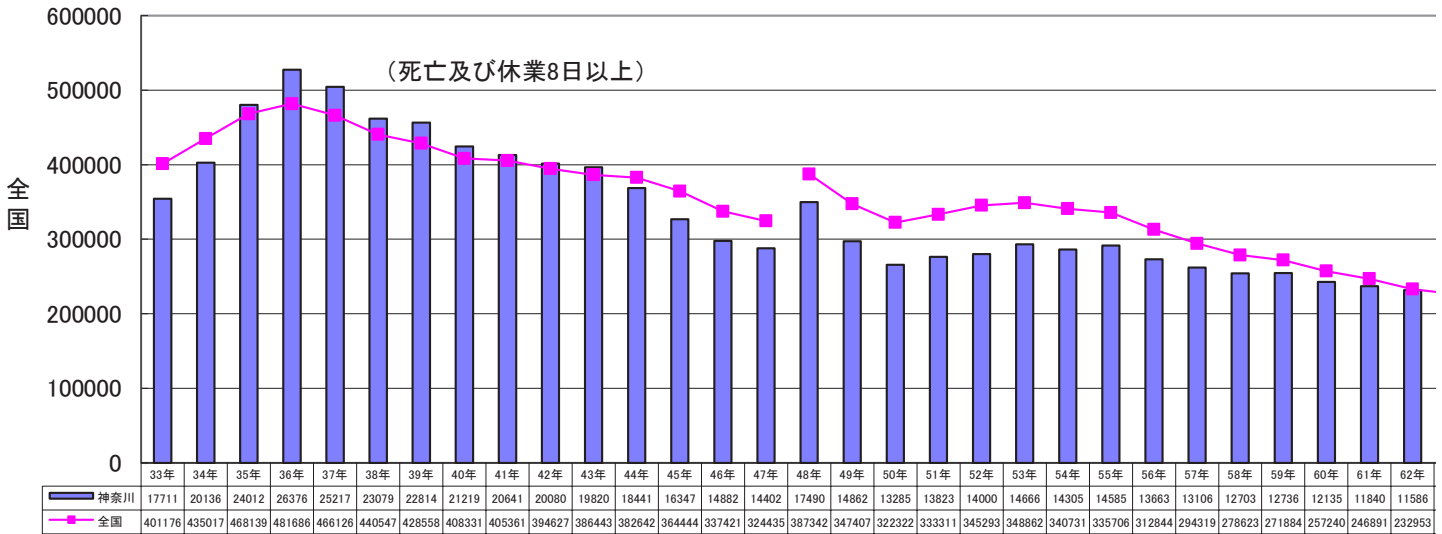
- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

1 労働災害の推移

全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(死亡者6,712人)として、長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回り、平成28年は過去最小の922人でしたが平成29年は、965人と43人増となりました。

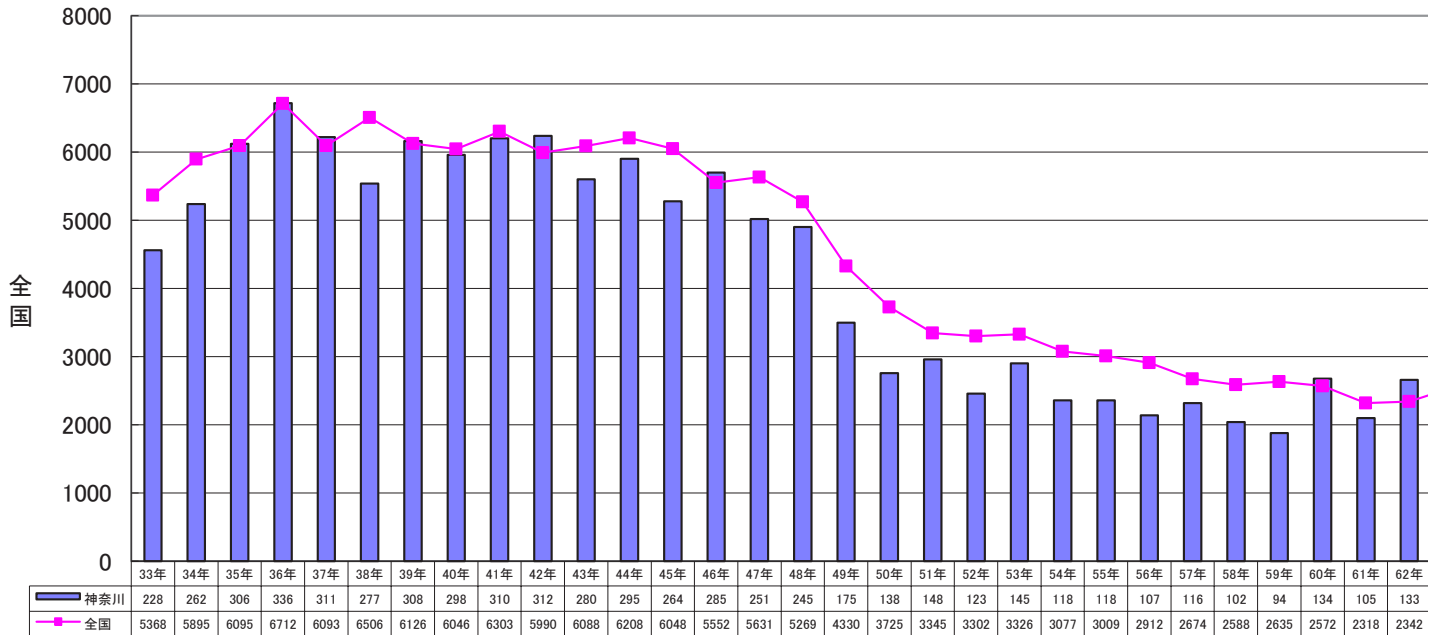
死傷者についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底に、増減を繰り返し、微小な増加傾向が見受けられます。平成29年は、前年に比べ2,550人増加し120,460人となりました。

図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移



(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成。神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

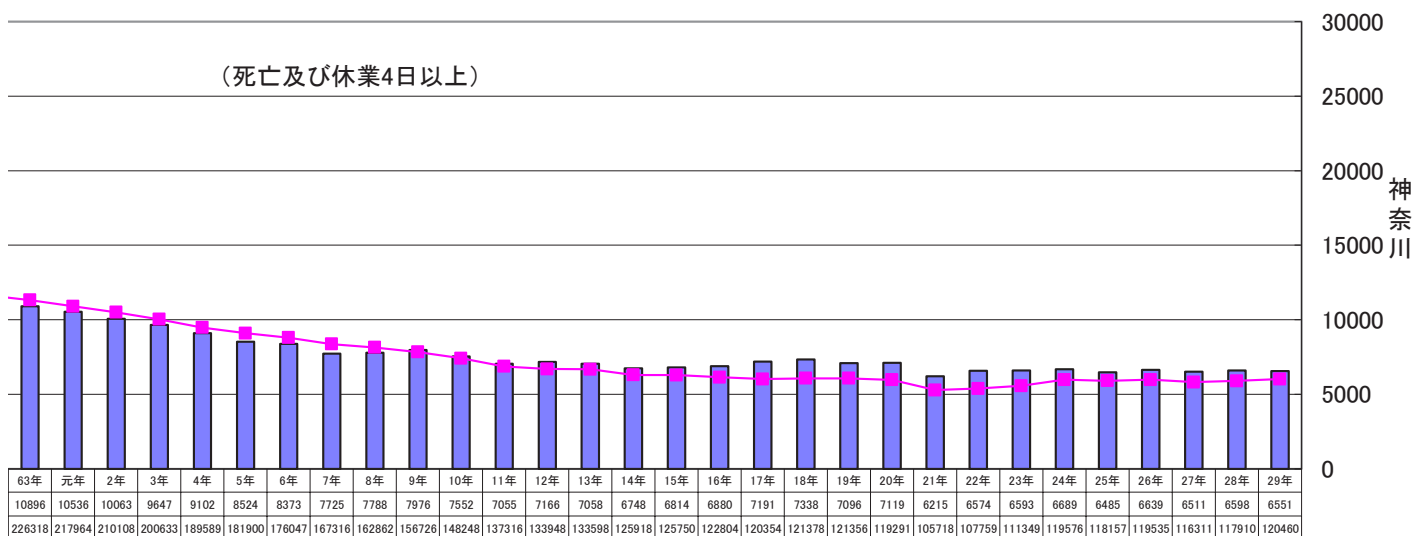
図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移



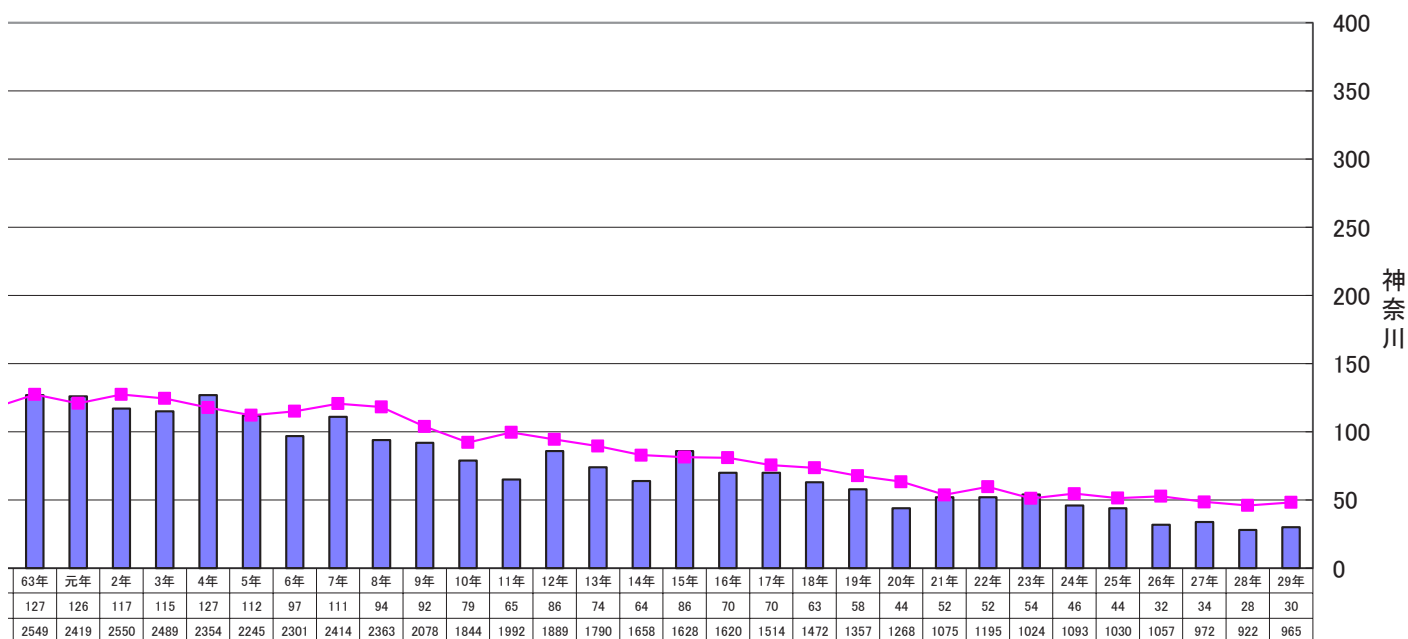
(死亡災害報告)

神奈川県内における労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的に減少傾向にあり、平成26年以降は40人を下回り、平成28年には28人と過去最小値となりましたが、29年は30人と増加してしまいました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6,215人)を底に、増減を繰り返し、平成29年は、前年に比べ 47人減少し6,551人となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)

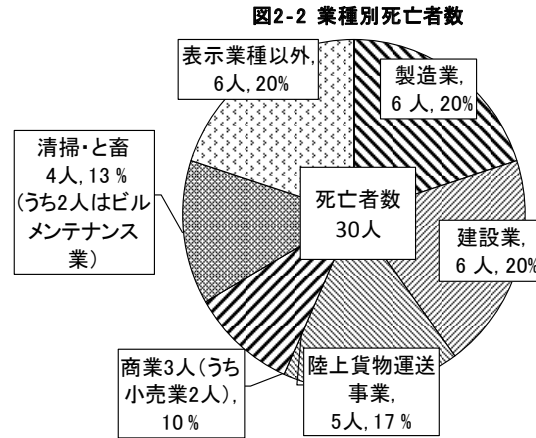
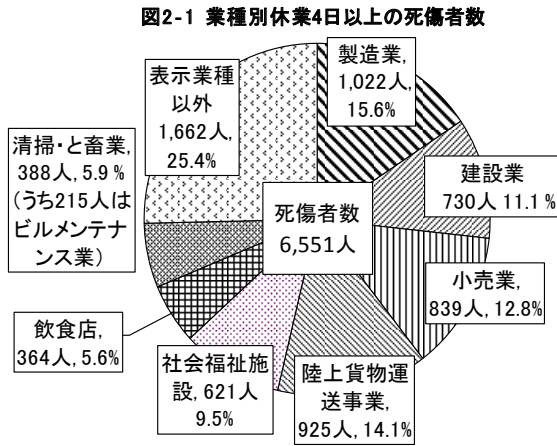


(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)

2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者数 6,551 人を業種別に見ると、製造業が最も多く 1,022 人(15.6%)であり、次いで陸上貨物運送事業 925 人(14.1%)、小売業 839 人(12.8%)、建設業 730 人(11.1%)の順であり、この4業種で 53.6%を占めています。(図 2-1)

死亡者 30 人を業種別に見ると、建設業、製造業でそれぞれ 6 人 (20%)、陸上貨物運送事業で 5 人(17%)、清掃・と畜業で 4 人(13%) (うち 2 人はビルメンテナンス業)、商業 3 人 (10%) (うち 2 人は小売業) の順となっています。(図 2-2)



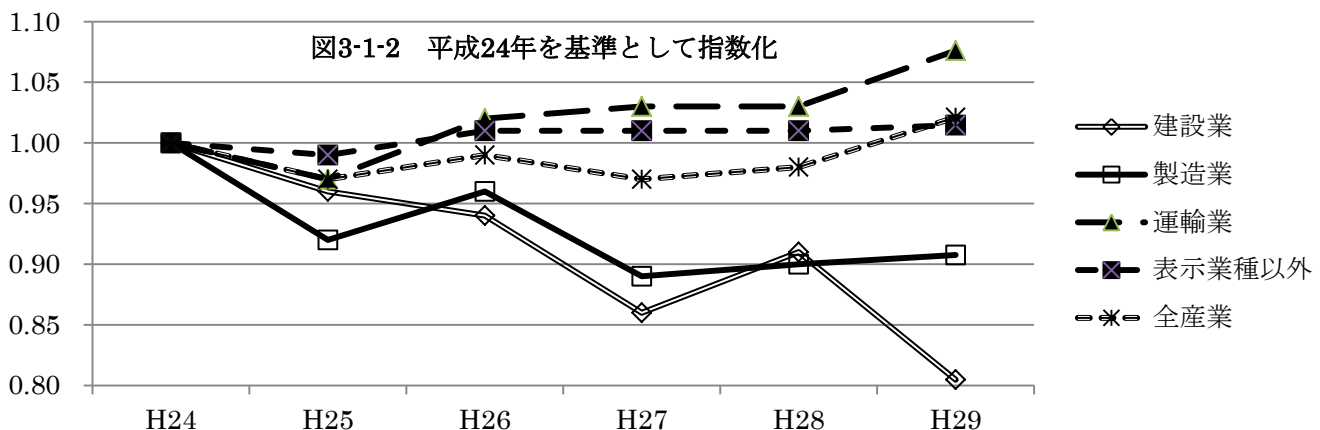
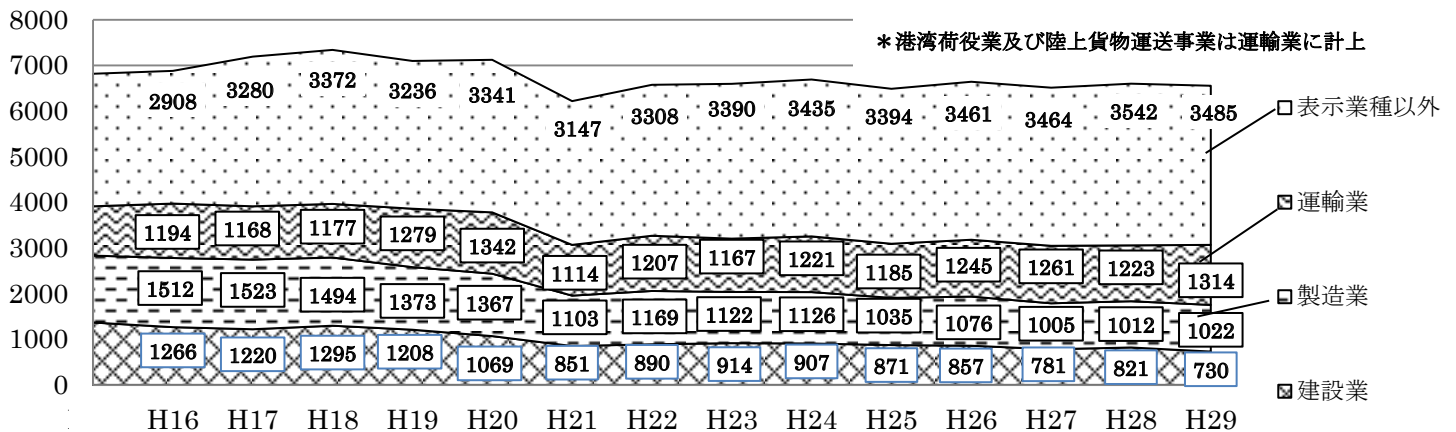
平成29年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

平成29年 神奈川県労働局死亡災害報告

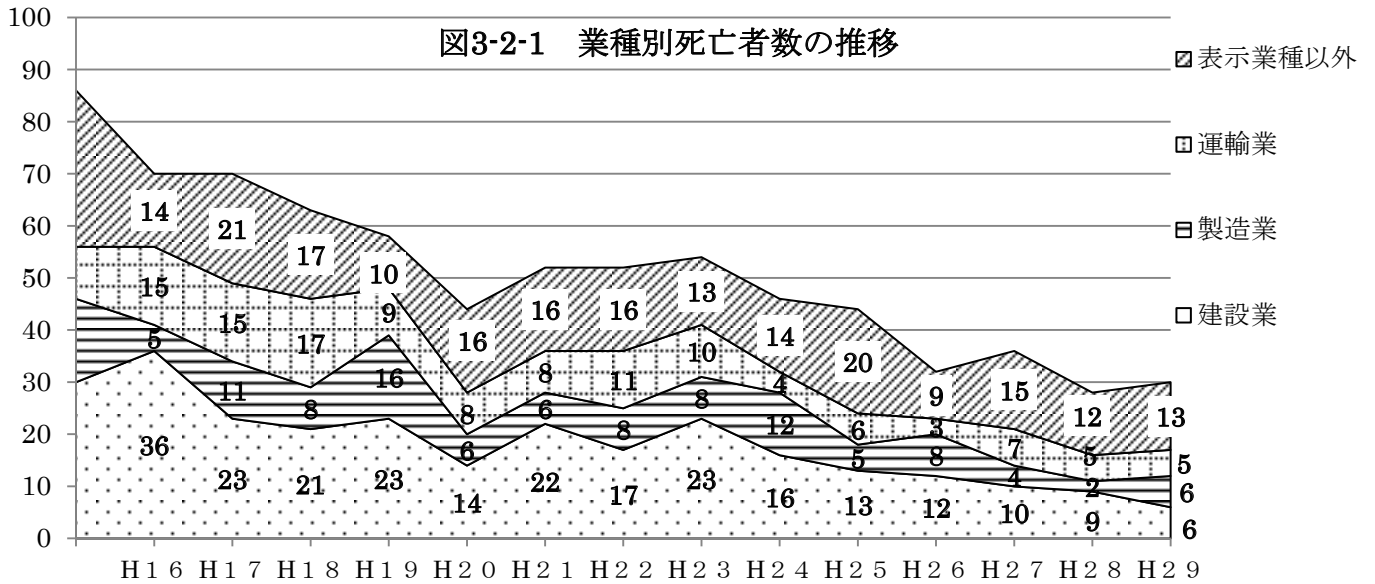
3 業種別労働災害の推移

死傷者数の推移は、製造業、建設業、運輸業は長期的には減少傾向ではありますが、ここ数年の減少率は鈍化しています。また、これら以外の第三次産業を中心とした業種が増加傾向を示しています。(図 3-1-1) (図 3-1-2)

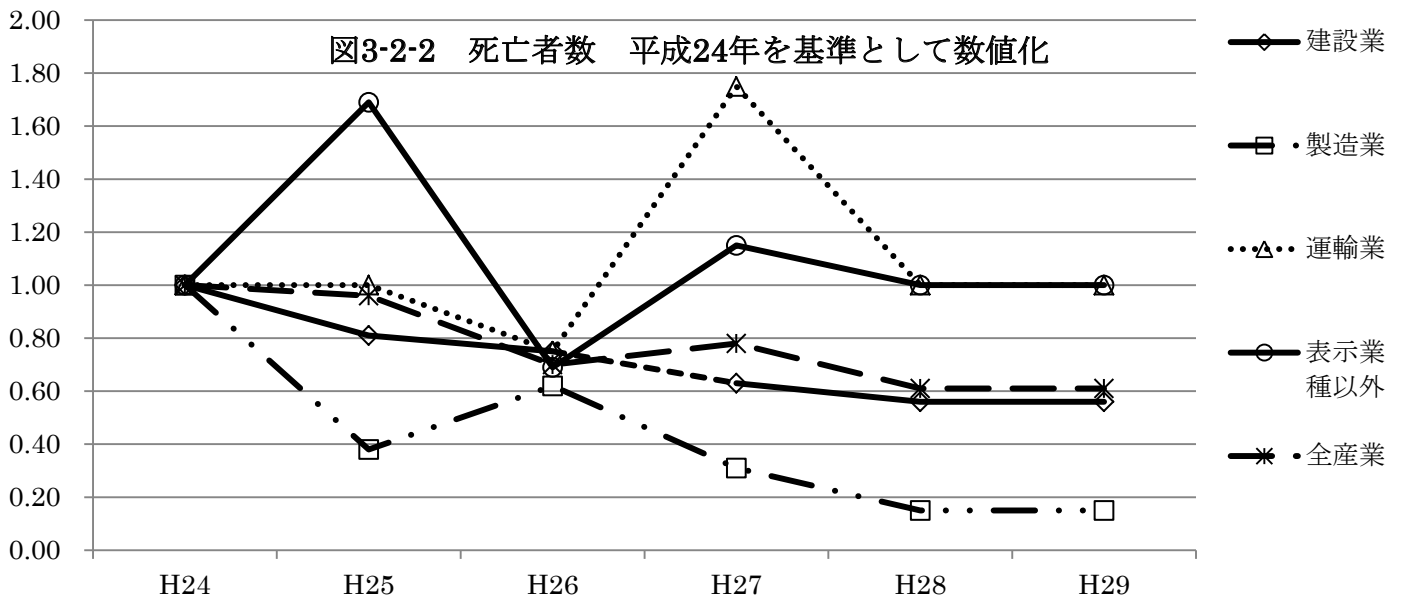
図3-1-1 業種別休業4日以上の死傷災害の推移



死亡者数については、製造業、建設業、運輸業は増減を繰り返すも長期的には減少傾向にあるが近年は鈍化している。また、これら以外の第三次産業を中心とした業種は多発傾向を示している。(図 3-2-1) (図 3-2-2)



* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上



神奈川労働局死亡災害報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

STOP!

転倒災害プロジェクト

神奈川

「滑り」「つまづき」「踏み外し」等
による転倒災害を防止しましょう。



全ての作業従事者に労働災害
防止を意識してもらうために、
Safe Work の標語で安全作業
を確認しましょう。

4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(21.6%)が最も多く、次いで、動作の反動・無理な動作(17.1%)、墜落・転落(16.0%)、はさまれ・巻き込まれ(8.8%)、交通事故(道路)(8.3%)の順(図4-1)(図4-3)となっており、前年と比較して動作の反動・無理な動作(大半が腰痛)墜落・転落と順位が入れ替わりました。全産業の死亡災害については、はさまれ・巻き込まれ(9人 30.0%)、墜落・転落(8人 26.7%)、交通事故(道路)(4人 13.3%)、激突され(3人 10.0%)の順(図4-2)となりました。第12次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

図4-1 事故の型別 休業4日以上死傷者割合

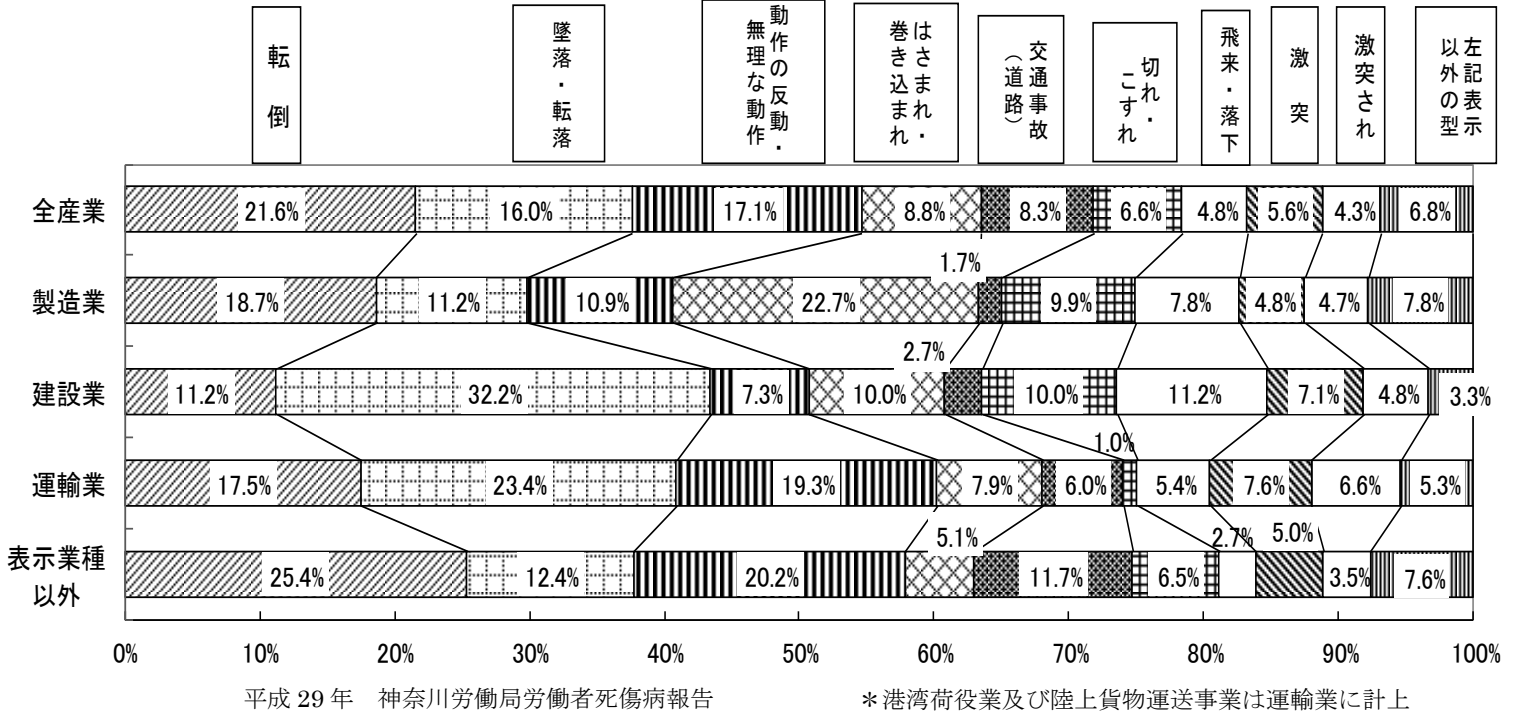
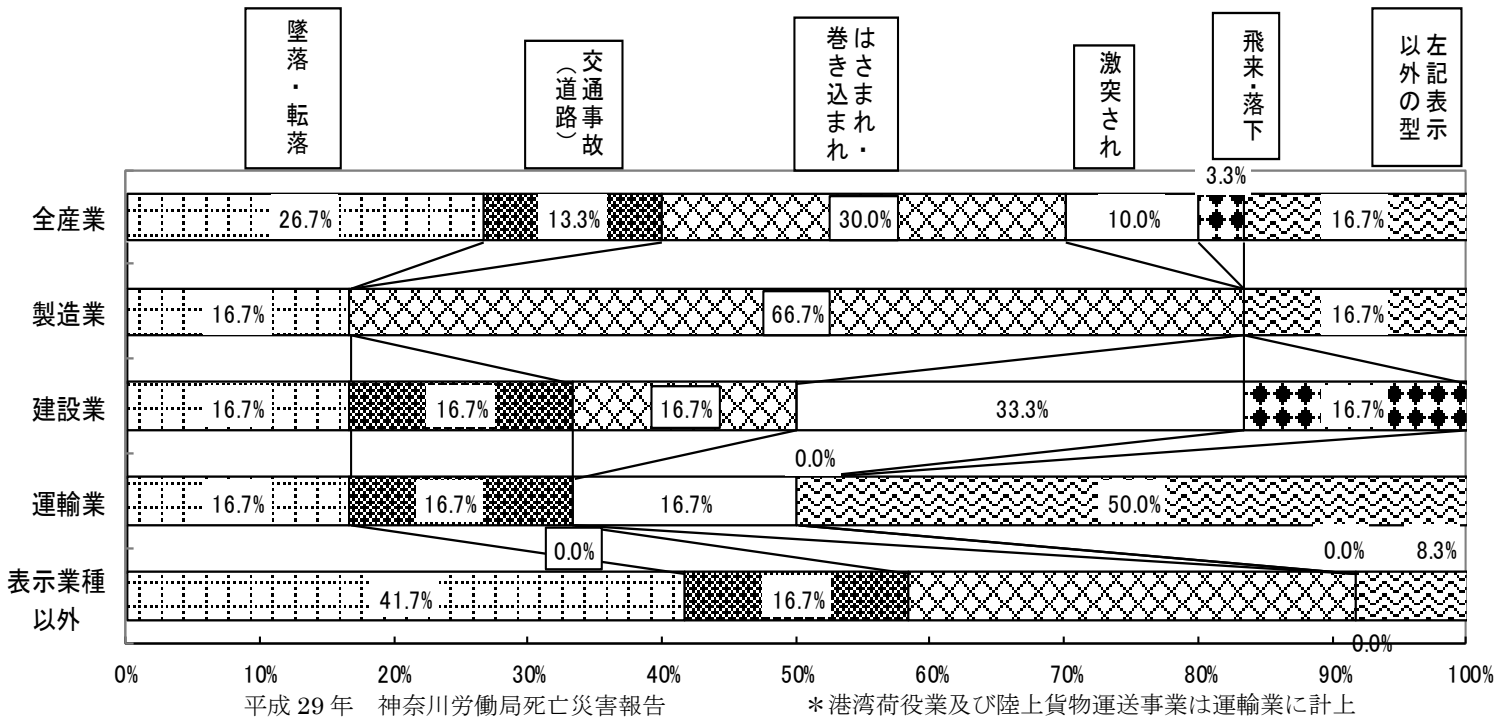


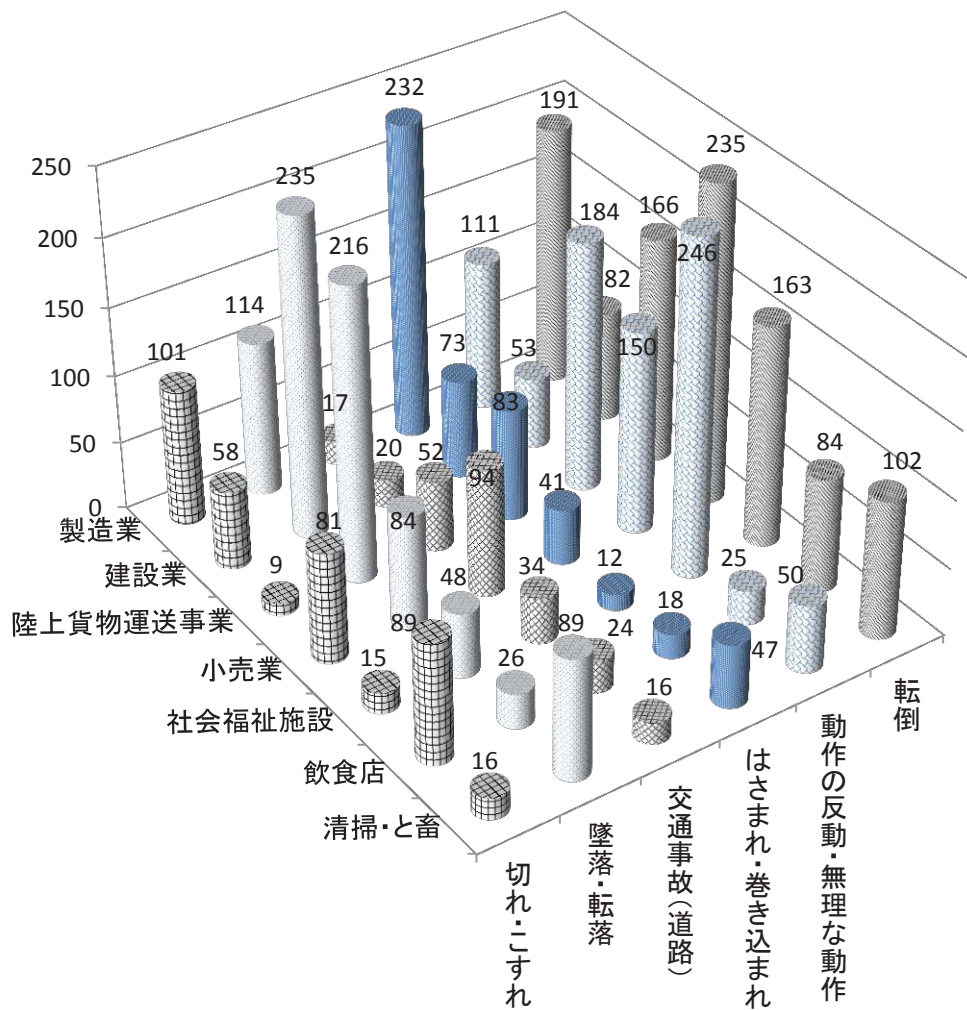
図4-2 事故の型別 死亡者割合



(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

労働災害が多く発生している業種について事故の型別に分類

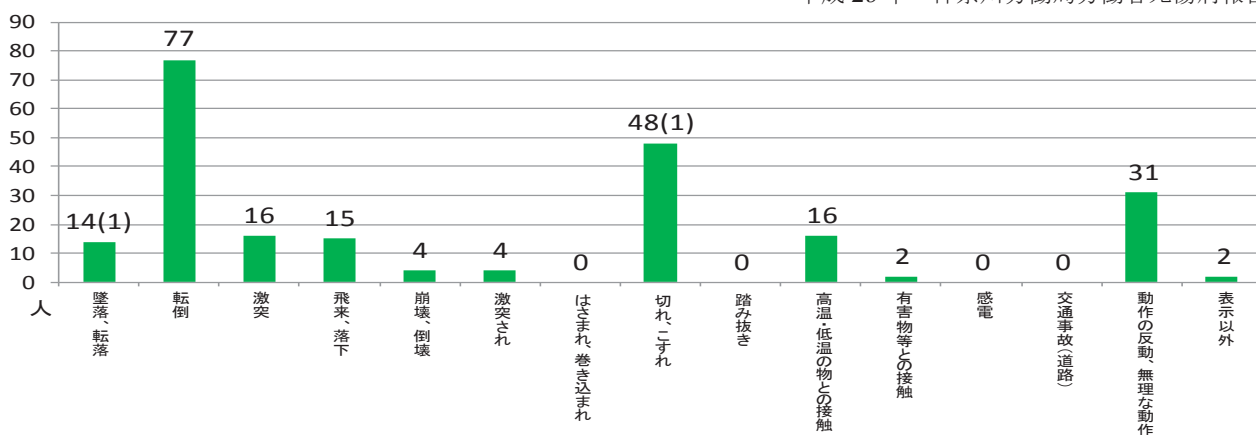


(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)

計 277 (2)

() は死亡者の数で内数 (以下同じ)

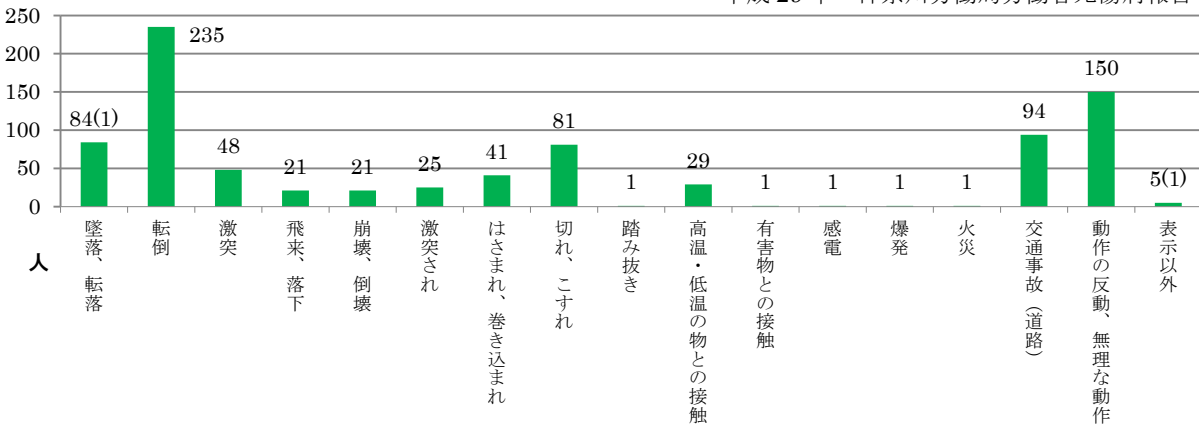
平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



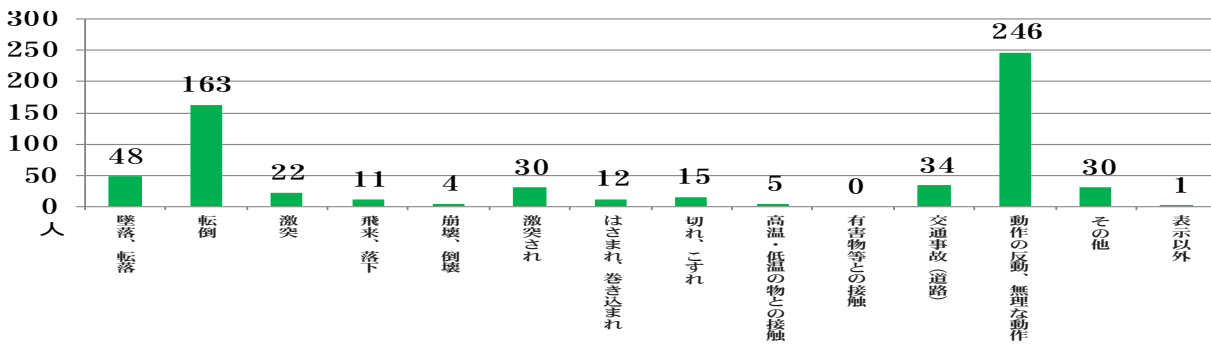
(3) 第三次産業死傷災害

7 小売業(図 4-5) 計 839 (2)

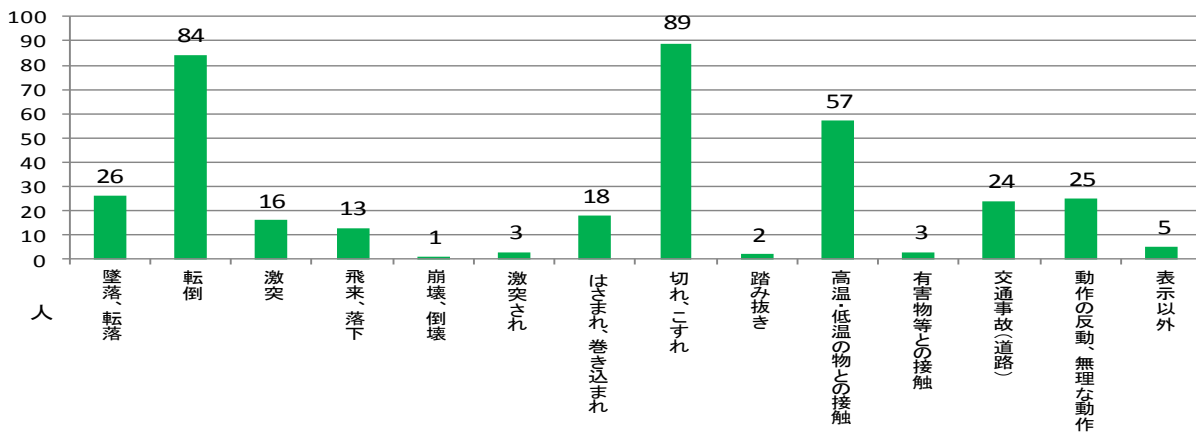
平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



イ 社会福祉施設(図 4-6) 計 621 (0)

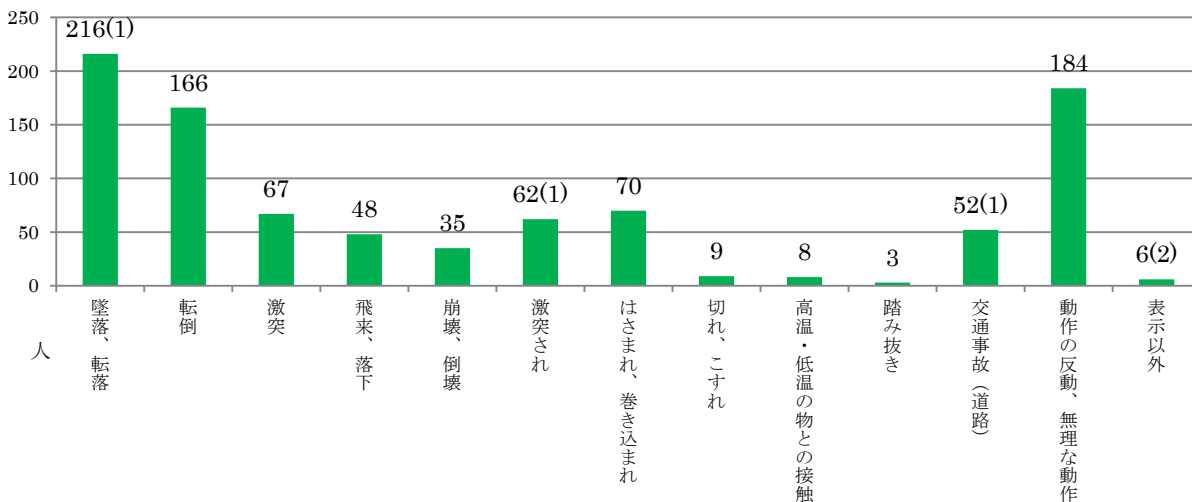


ウ 飲食店(図 4-7) 計 364 (0)



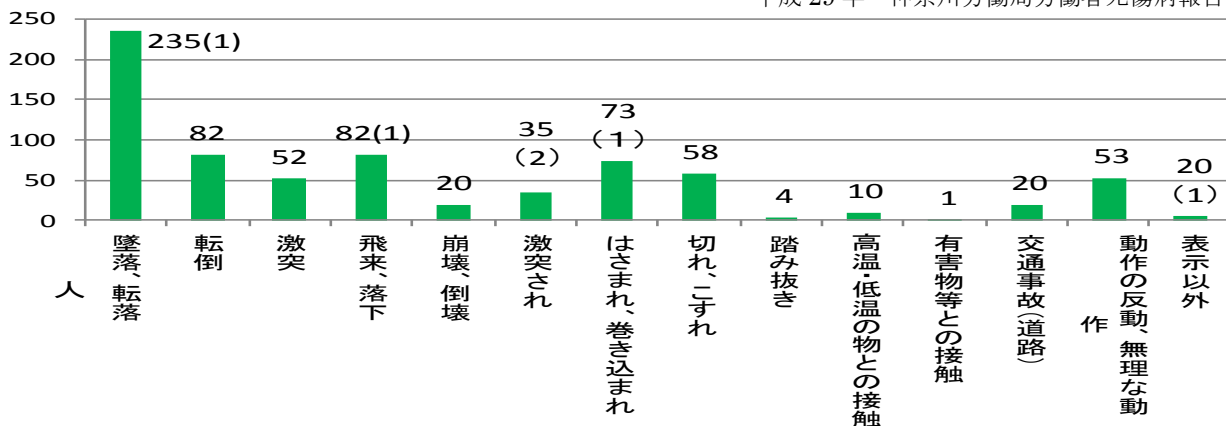
(4) 陸上貨物運送事業死傷災害 (道路貨物運送業および陸上貨物取扱業) (図 4-8)

計 925 (5)



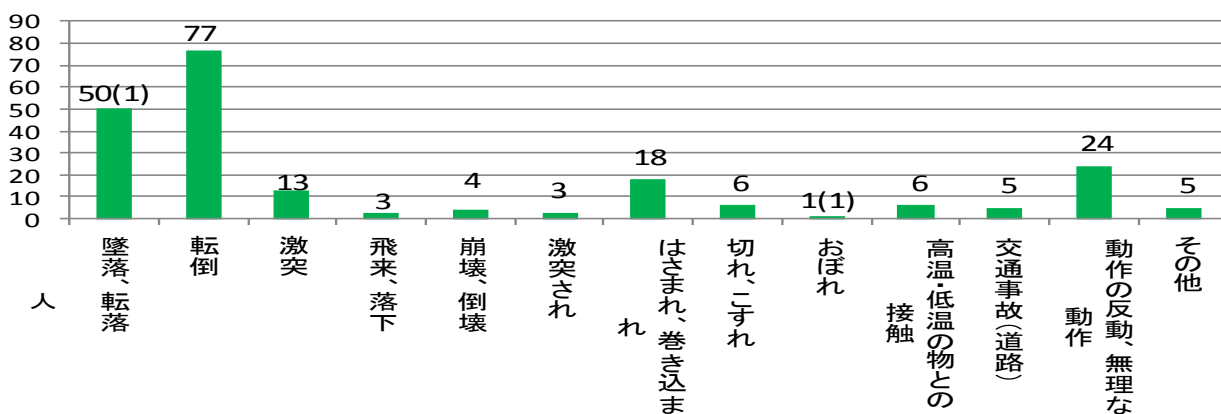
(5) 建設業死傷災害(図 4-9) 計 730 (6)

平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

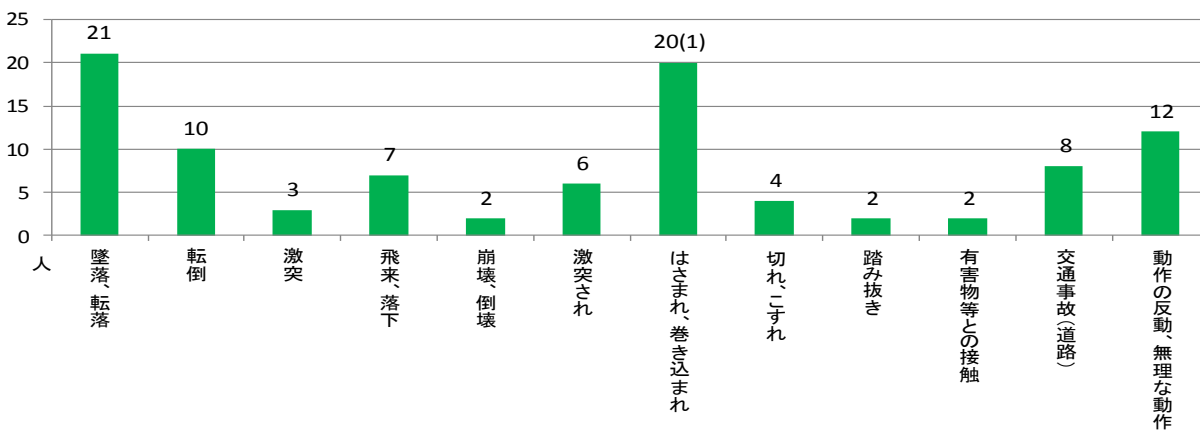


(6) 災害多発業種死傷災害

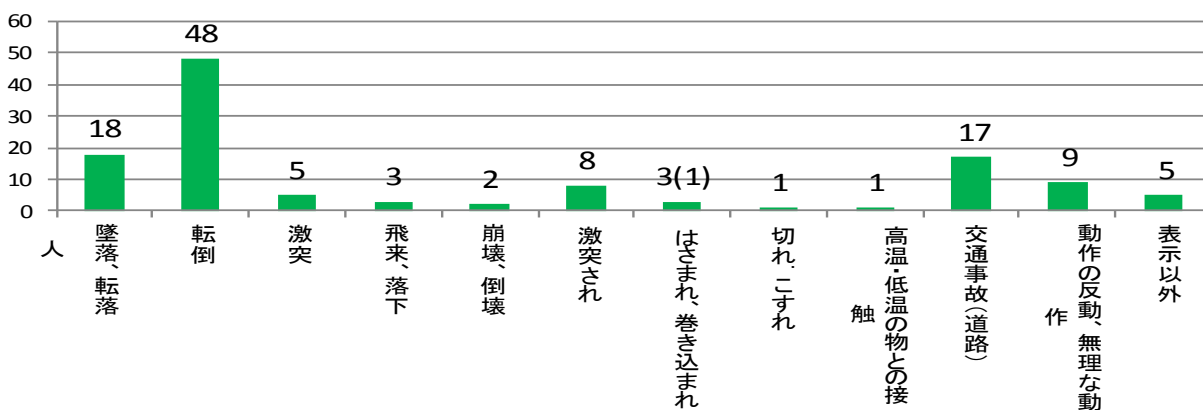
ア ビルメンテナンス業(図 4-10) 計 215 (2)



イ 産業廃棄物処理業(図 4-11) 計 97 (1)



ウ 警備業(図 4-12) 計 120 (1)

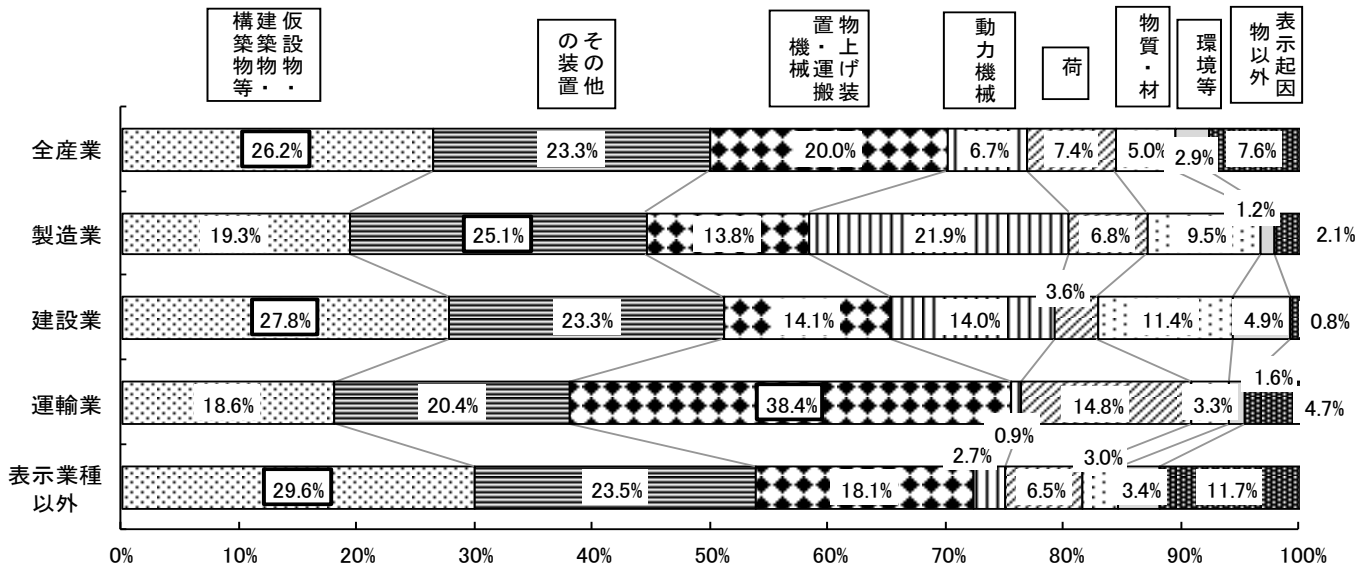


5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(26.2%)、その他の装置等(23.3%)、物上げ装置・運搬機械(20.0%)の順(図5-1)であり、死亡災害は、物上げ装置・運搬機械(36.7%)、仮設物・建築物・構築物(23.3%)、その他の装置等(13.3%)の順(図5-2)になっています。

第12次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

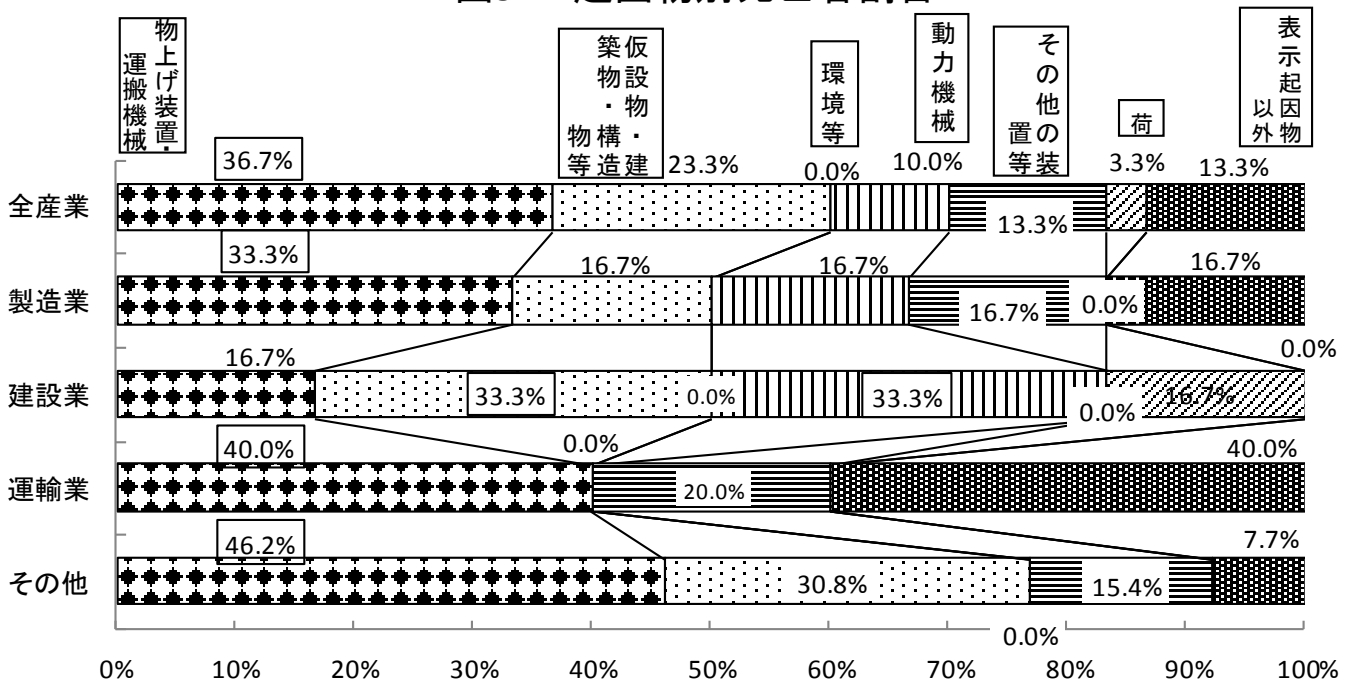
図5-1 起因物別休業4日以上死傷者割合



平成29年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

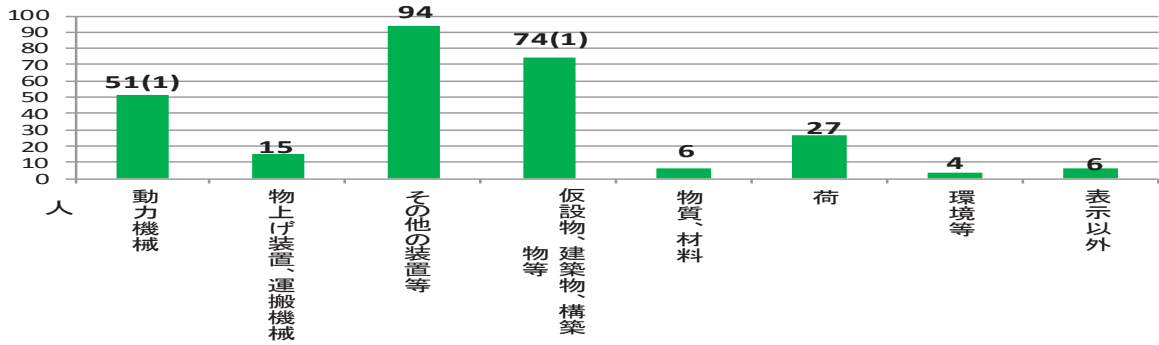
図5-2 起因物別死亡者割合



平成29年 神奈川県労働局死亡災害報告

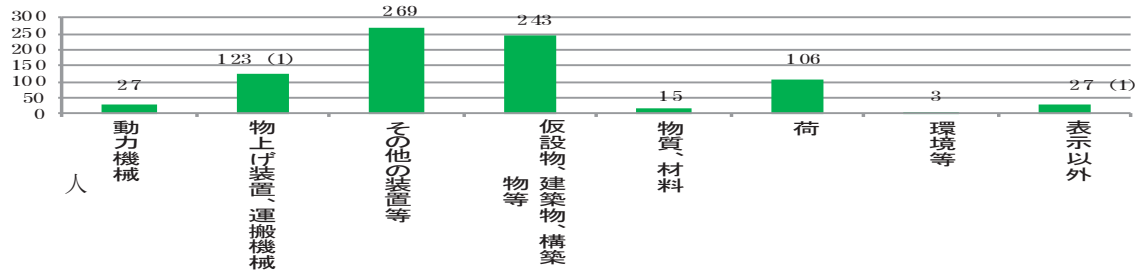
* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) 計 277 (2)

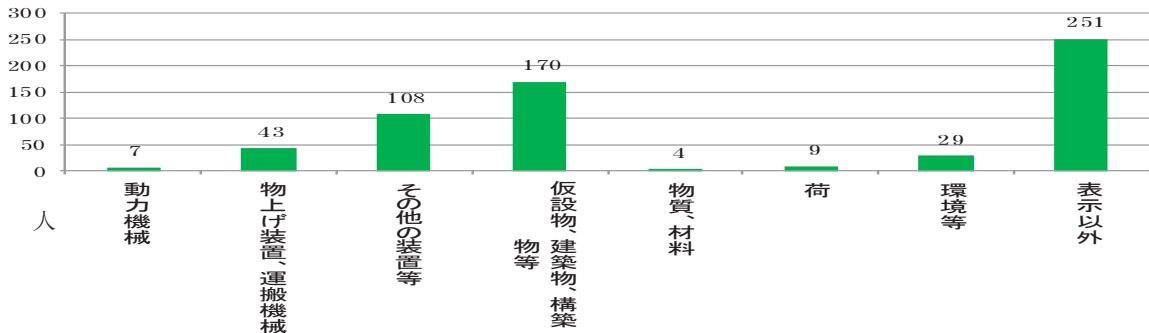


(2) 第三次産業死傷災害

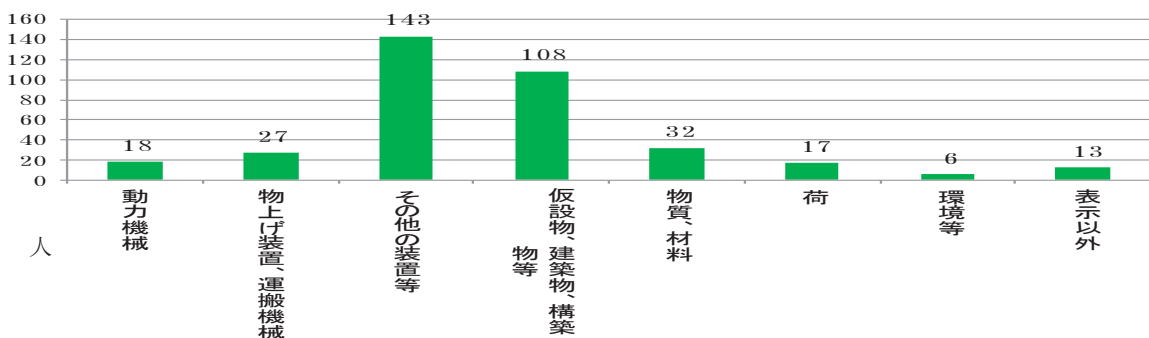
ア 小売業(図 5-4) 計 839 (2)



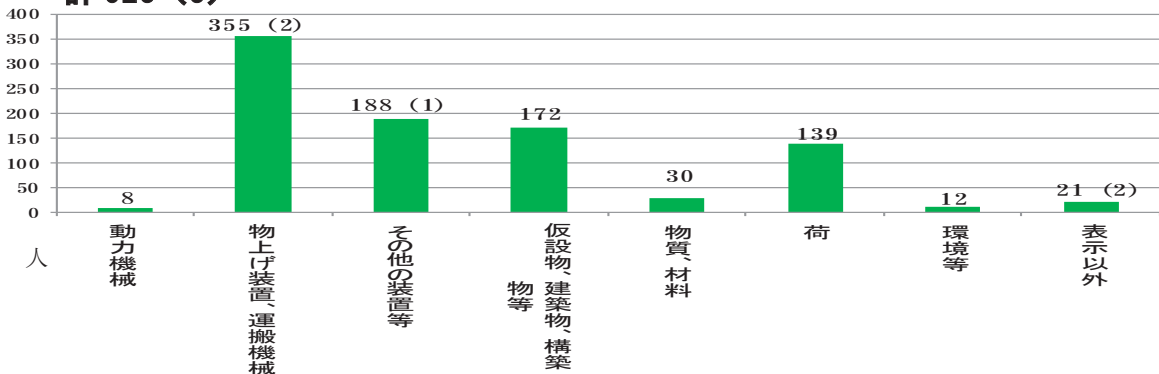
イ 社会福祉施設(図 5-5) 計 621 (0)



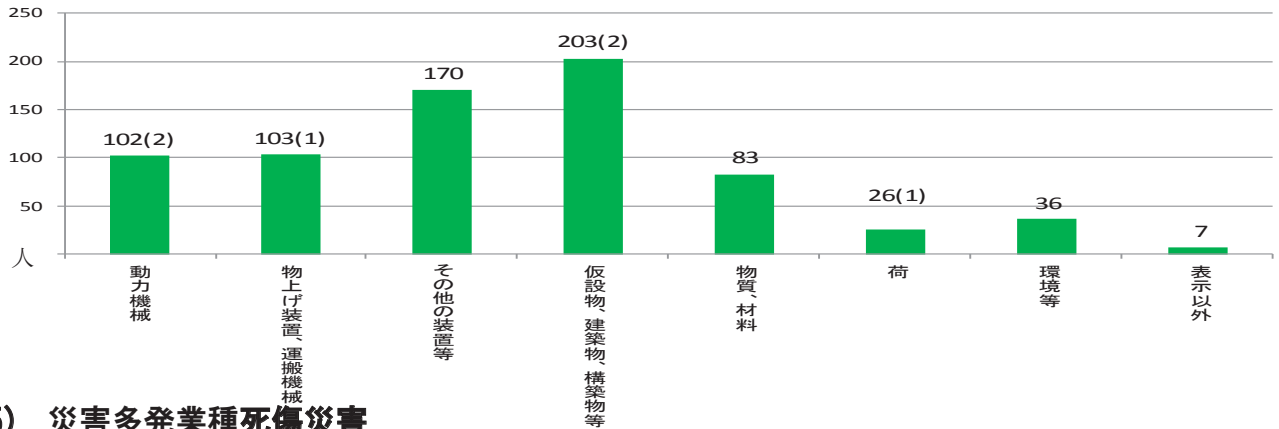
ウ 飲食店(図 5-6) 計 364 (0)



(3) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 5-7) 計 925 (5)

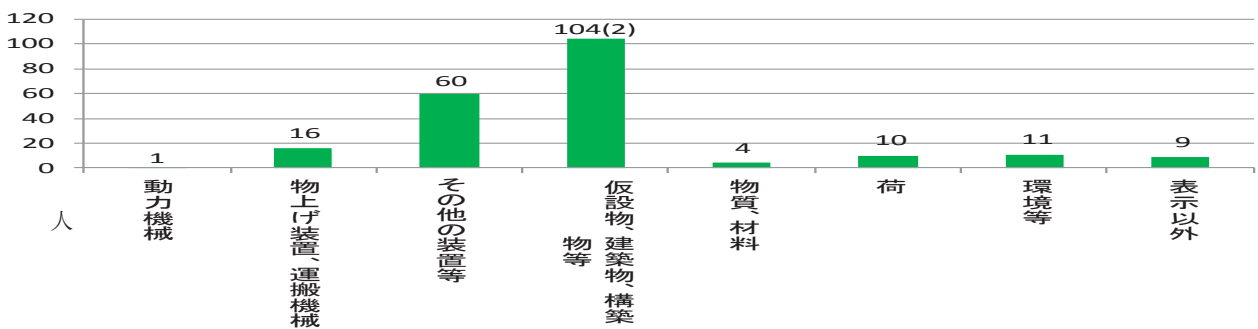


(4) 建設業死傷災害(図 5-8) 計 730 (6)

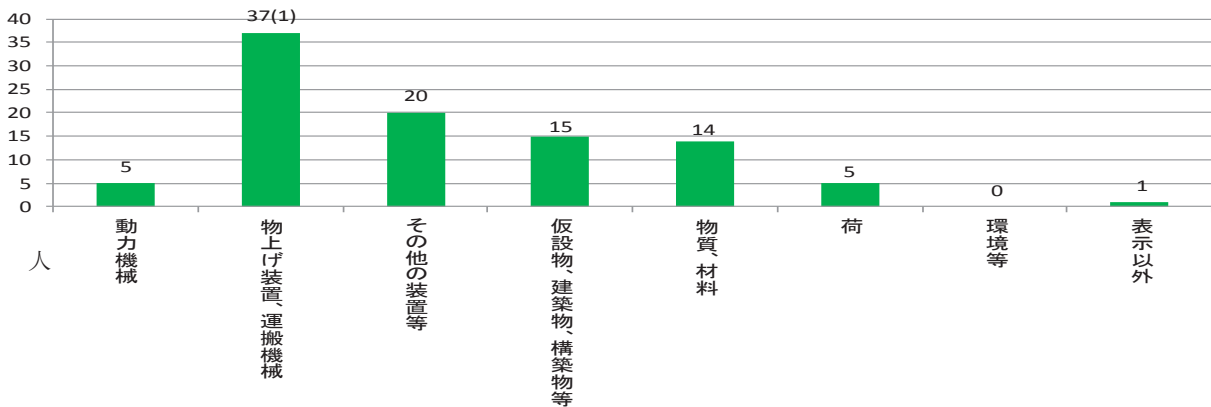


(5) 災害多発業種死傷災害

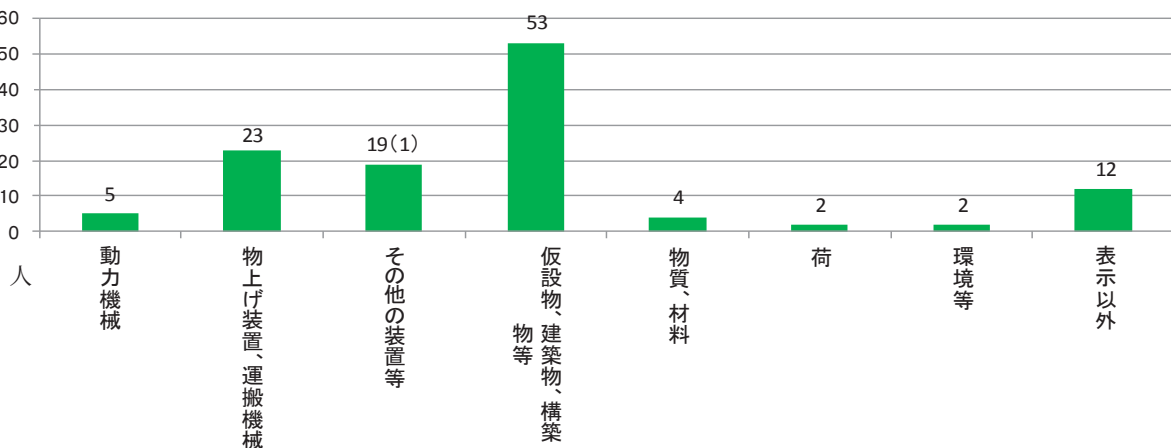
ア ビルメンテナンス業(図 5-9) 計 215 (2)



イ 産業廃棄物処理業(図 5-10) 計 97 (1)



ウ 警備業(図 5-11) 計 120(1)

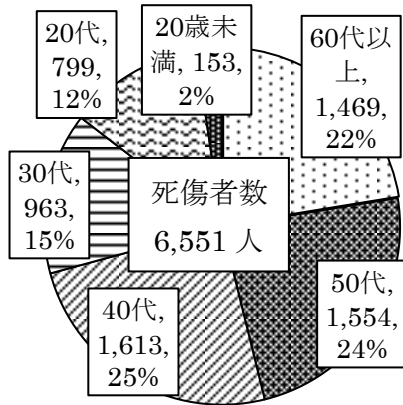


6 年齢階層別災害発生状況

平成 29 年の休業 4 日以上死傷者数を年齢階層別に見ると、50 歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の 46% を占め、高年齢労働者の占める割合が高い状況となっています。

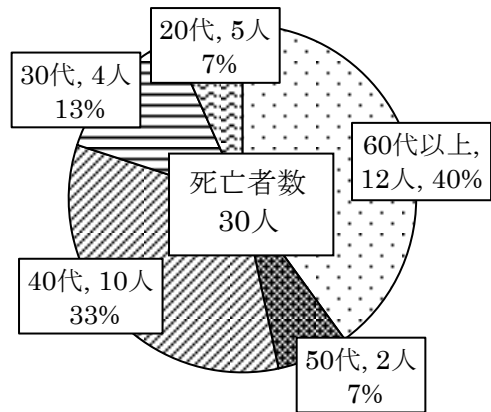
死亡者数は、全産業で全体の 47% を 50 歳以上の高年齢労働者層で占めている状況となっています。(図 6-1) (図 6-2)

図6-1 年齢階層別休業4日以上の死傷者数



平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

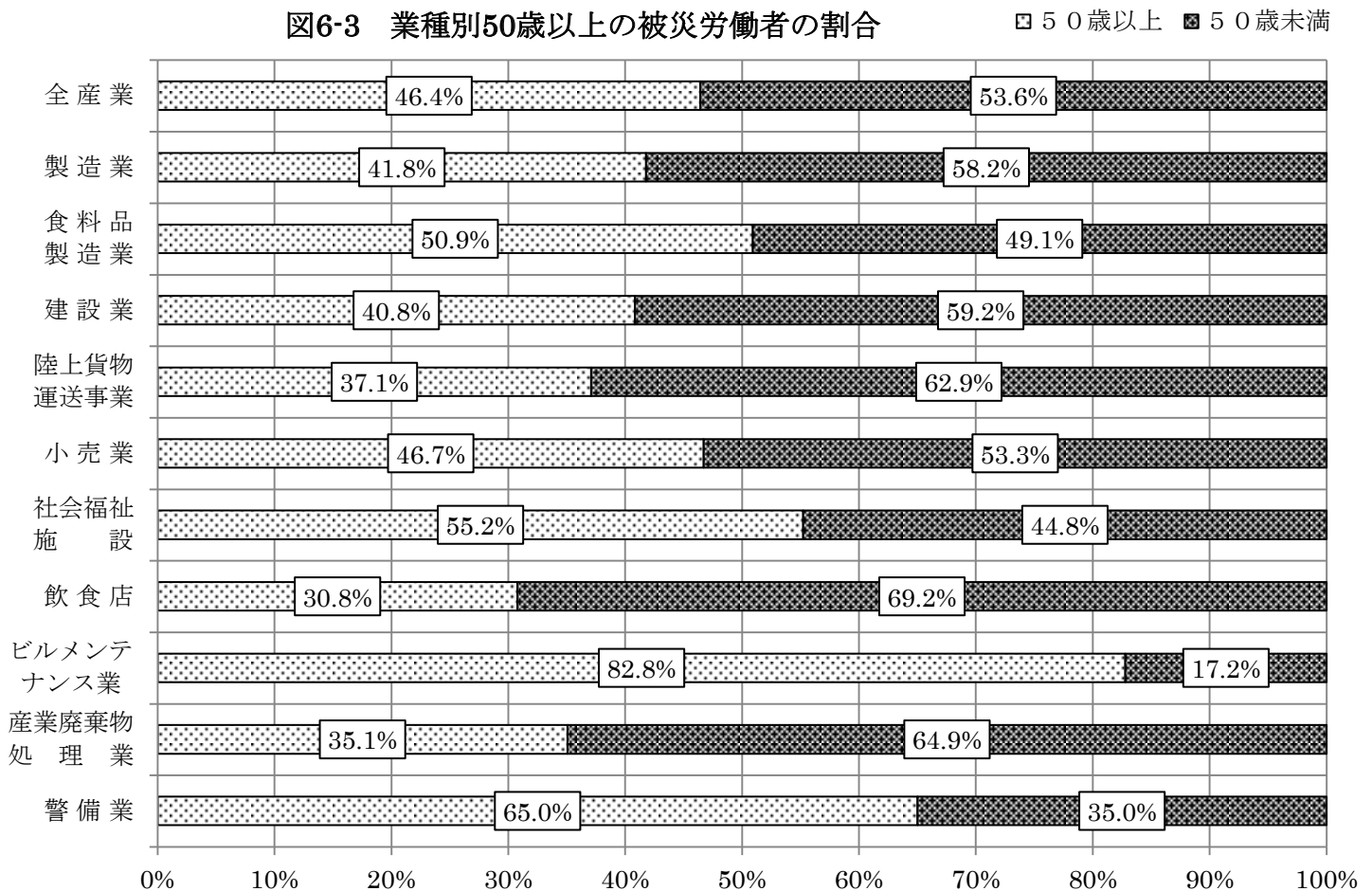
図6-2 年齢階層別死亡者数



平成 29 年 神奈川県労働局死亡災害報告

50 歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別（第 12 次労働災害防止推進計画の重点業種や年間 100 件を超えた業種）で見ると、ビルメンテナンス業 82.8%、警備業 65.0%、社会福祉施設 55.2% と全産業 46.4% に比べ高い比率になっています。(図 6-3)

図6-3 業種別50歳以上の被災労働者の割合



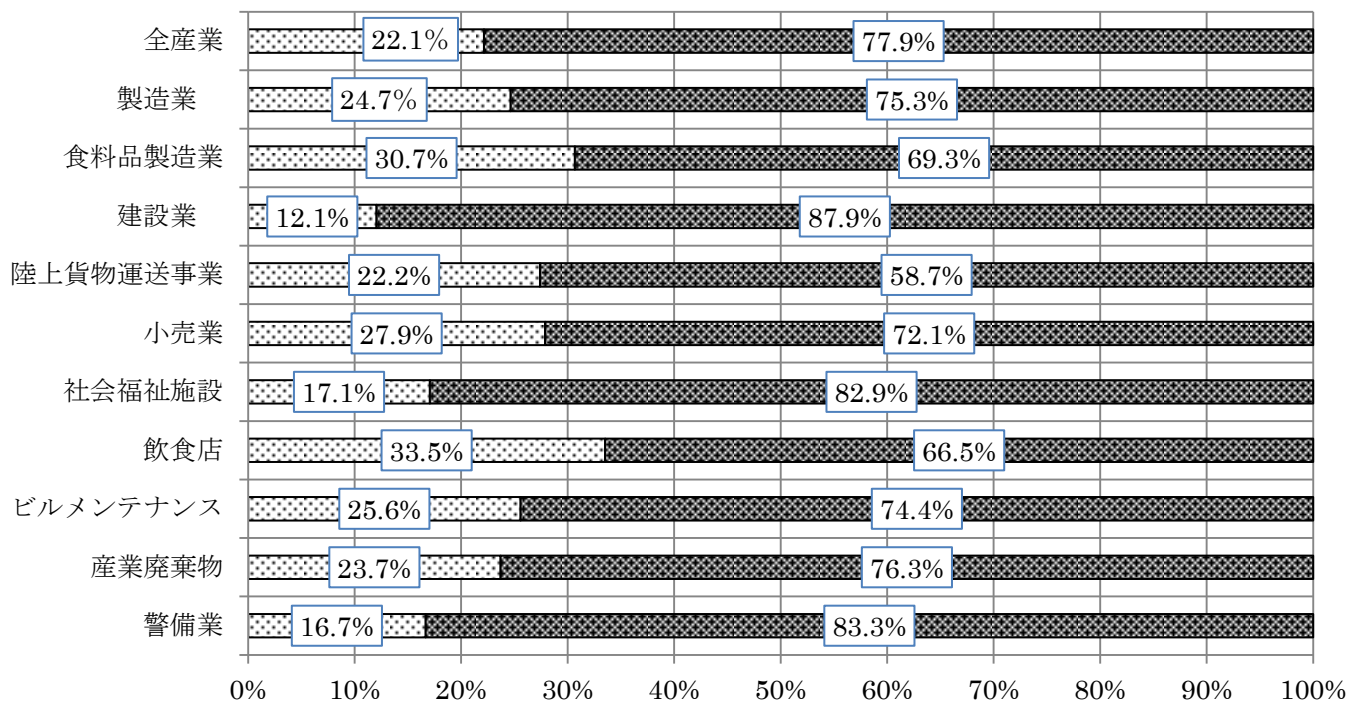
平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

7 経験年数別災害発生状況

平成 29 年の休業 4 日以上 の 死傷者数 の うち、経験年数 が 1 年未 満 で 被 災 し た 労 働 者 数 の 割 合 は 全 産 業 で 22.1% を 占 め て い ま す。ま た、業 種 別 で は 飲 食 店 が 33.5% と 最 も 高 く、食 料 品 製 造 業 30.7%、小 売 業 27.9% の 順 と な っ て お り、第 三 次 産 業 で の 経 験 年 数 1 年 未 満 の 労 働 者 が 被 災 す る 割 合 が 高 い 傾 向 が あ り ま す。(図 7)

図7 業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合

□ 1年未満 ■ 1年以上



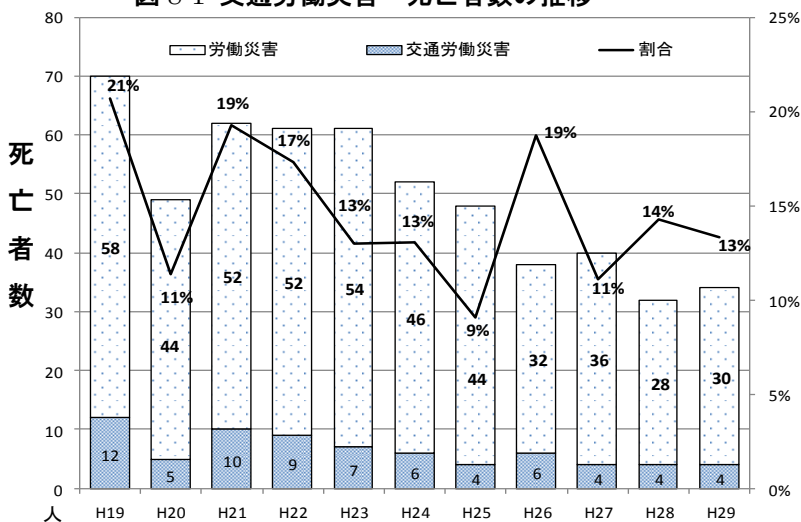
平成 29 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移については、全労働災害の死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成 22 年から減少傾向を示していたものの、平成 26 年に大幅な増加となり、平成 27 年には減少に転じましたが、平成 28 年に再び増加に転じました。(図 8-1)

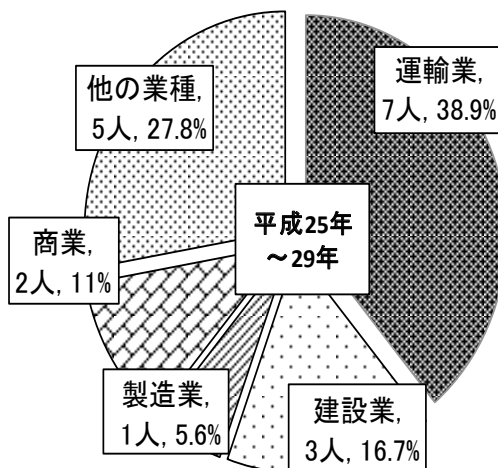
過去 5 年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が 38.9% と最も多く、次いで、建設業 16.7%、商業 11.1%、製造業 5.6% の順となっています。(図 8-2)

図 8-1 交通労働災害 死亡者数の推移



神奈川県労働局死亡災害報告

図 8-2 業種別死亡者数



9 業務上疾病発生状況

平成29年の休業4日以上業務上疾病件数は554件で、平成23年以降、漸減傾向を示していましたが、増加に転じています。業務上疾病の内訳では、負傷に起因する疾病が460件と最も多く、さらにその多くは災害性腰痛(434件)が占めています。(図9-1-9-3、表9-1)

平成29年の業務上疾病による死亡者数は3人で、この内3人はいずれも長時間・過重労働による脳・心臓疾患発症によるものでした。平成22～29年までの8年間でみると、業務上疾病による死亡者数：46人の内、脳・心臓疾患が30人で最も多く、次に熱中症の9人、精神障害(自殺)が3人、酸欠・一酸化炭素中毒等が3人、化学物質・有害物質へのばく露が1人と なっています。(図9-2-9-4)

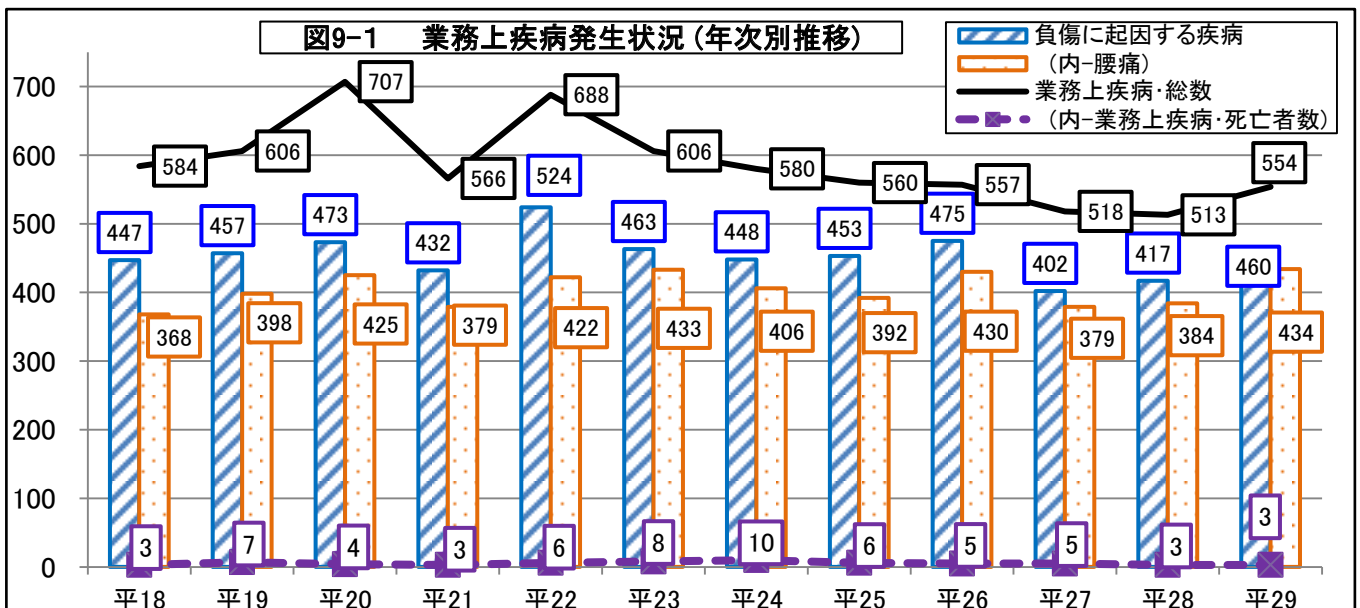


表9-1 業務上疾病発生状況 (平成22年～)

疾病分類	年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
業務上疾病 総数		524	463	448	453	475	402	417	460
[うち災害性腰痛]		411	420	406	392	429	379	384	434
[うち死亡者数]		0	0	0	0	1	0	0	0
物理的因子	有害光線による疾病			1	1		2		1
	電離放射線による疾病								
	異常気圧下における疾病			1					
	異常温度条件による疾病	(3) 66	(2) 44	29	(3) 42	(1) 25	32	26	34
	騒音による耳の疾病		1	1				1	
	上記以外の原因による疾病	1	2	7			1	1	1
作業態様	重激業務による運動器疾患と内臓脱	2	7	10	1	2	1	4	5
	負傷によらない業務上の腰痛	11	13			1	1	5	4
	振動障害								
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	14	14	12	20	9	13	19	12
	上記以外の原因による疾病	7	11	5	4	2	2	2	1
物質等	酸素欠乏症						(1) 1	1	
	化学物質による疾病(がんを除く)	17	7	(1) 12	8	(2) 5	17	8	6
じん肺症及びじん肺合併症	12	11	12	7	12	6	7	8	
病原体による疾病	16	10	16	11	9	27	10	8	
がん原生物質等による疾病									
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	—	—	—	—	3	(4) 4	(3) 5	(2) 5	
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	—	—	—	—	(1) 1	4	4	4	
その他の業務に起因することの明らかな疾病	(3) 18	(6) 23	(9) 26	(3) 13	19	5	2	(1) 5	
合計		(6) 688	(8) 606	(10) 580	(6) 560	(5) 557	(5) 518	(3) 513	(3) 554

注1 労働者死傷病報告により休業4日以上業務上疾病災害の数を集計、()内は死亡数で内数である。

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 脳血管・心臓疾患等、精神障害等については平成26年から集計している。

図・表の統計数値—いずれも、神奈川県労働局 労働者死傷病報告 から

図9-2 業務上疾病による死亡災害（平成22年～平成29年）[合計 46件]

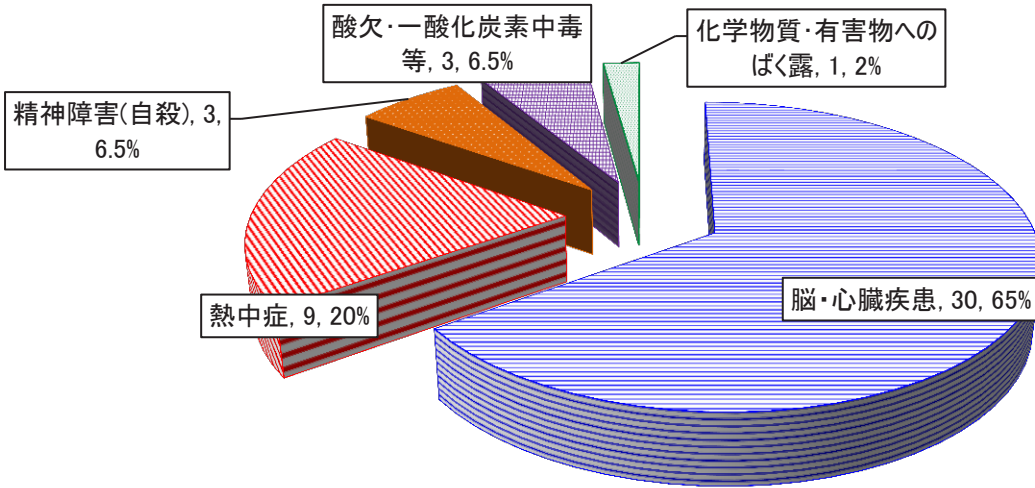


図9-3 腰痛災害 発生状況（平成29年）

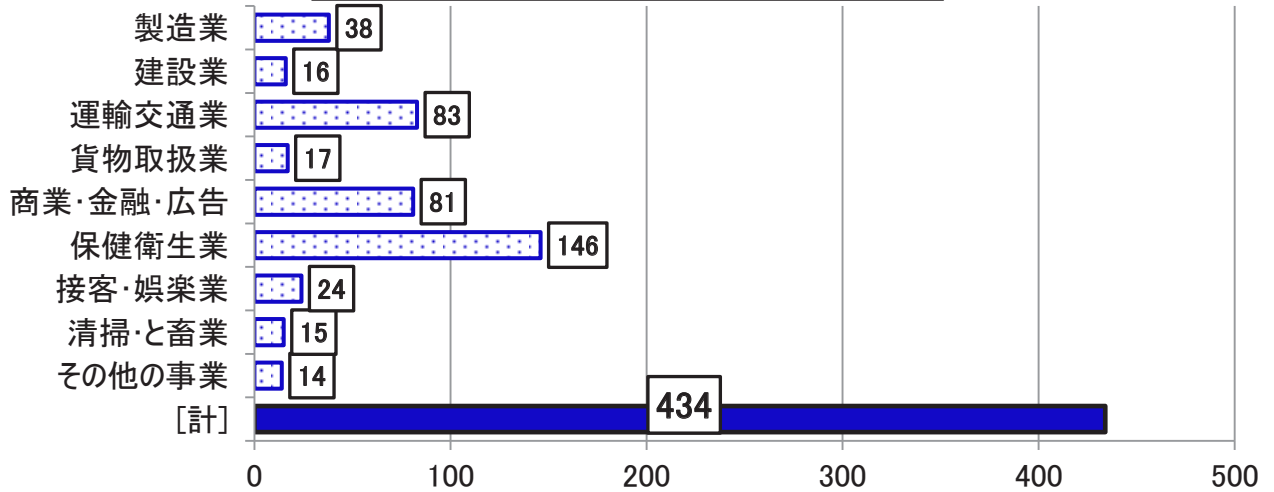
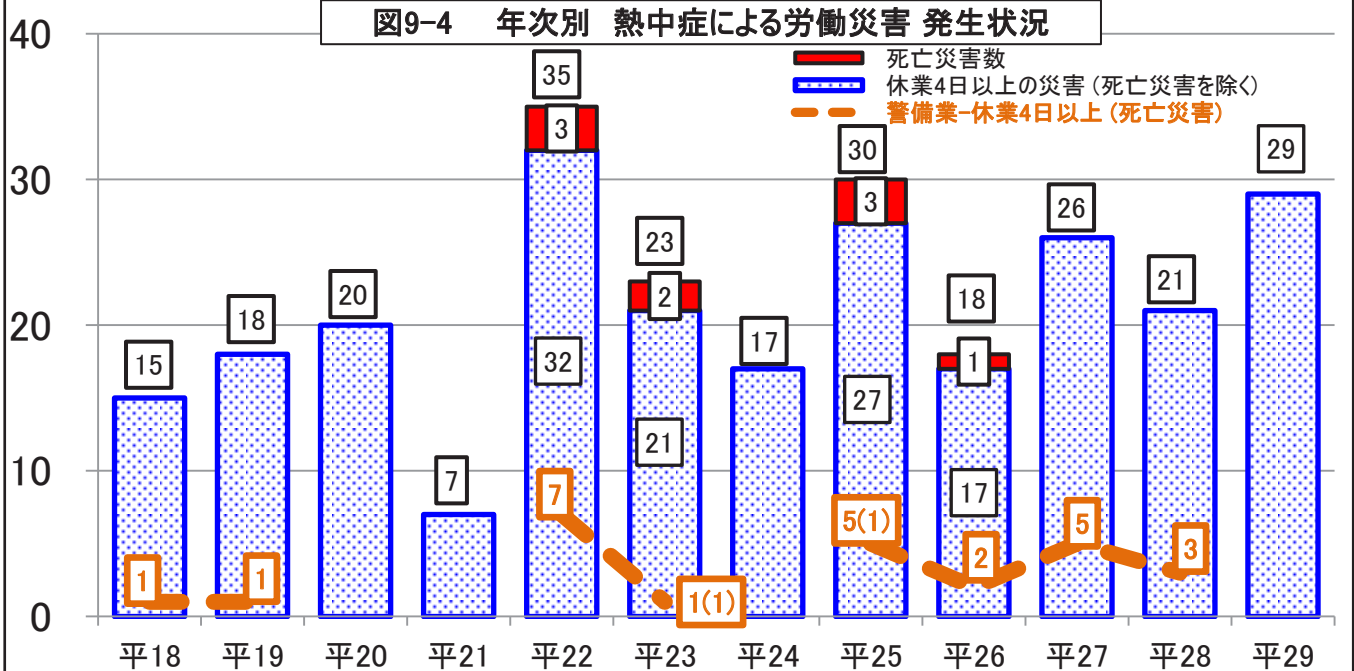


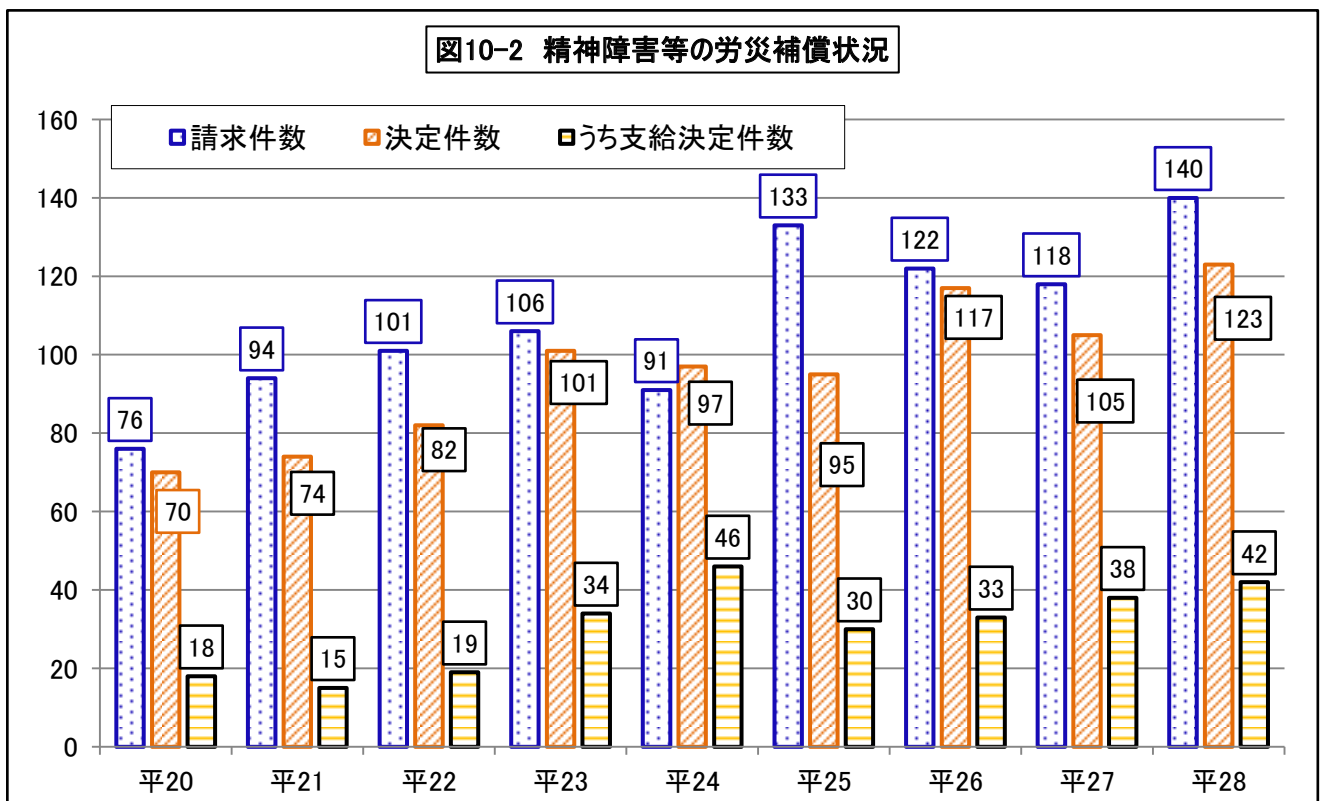
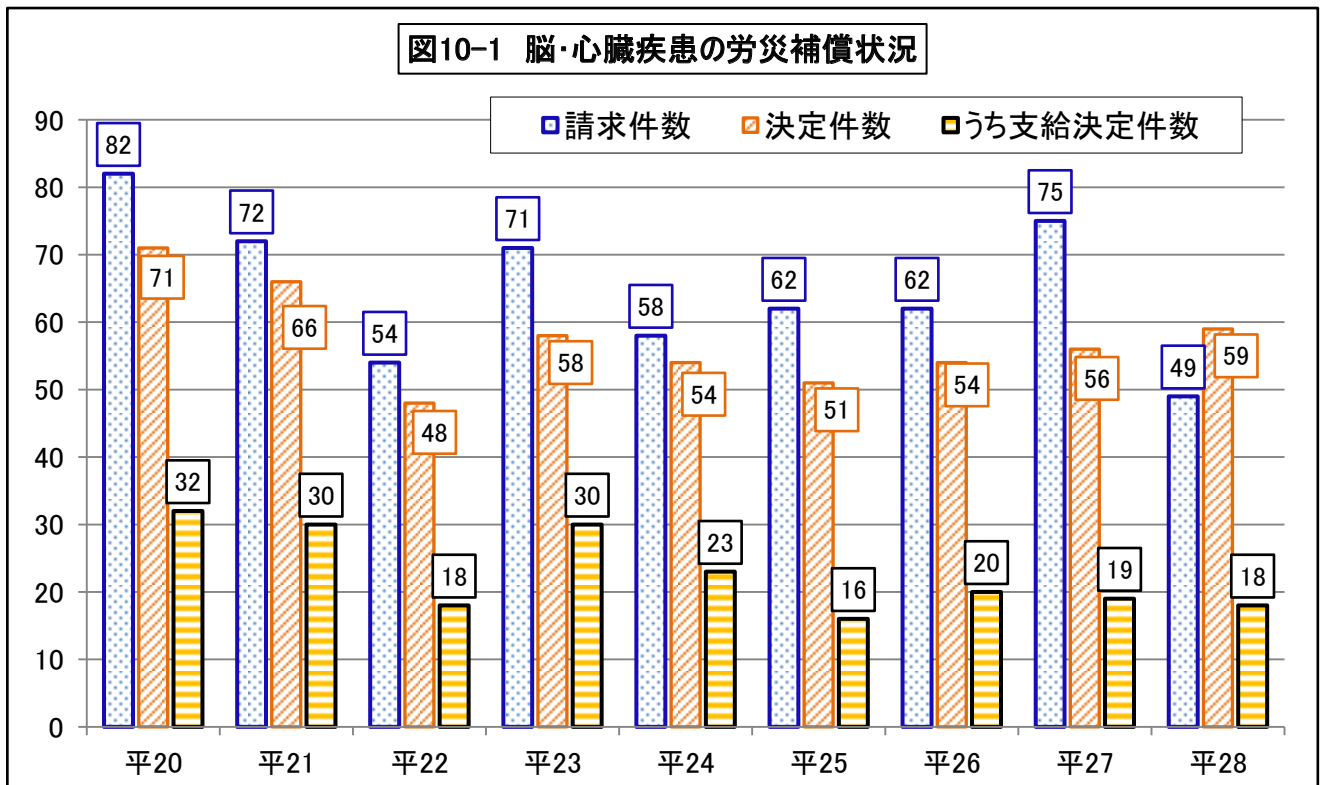
図9-4 年次別 熱中症による労働災害 発生状況



図・表の統計数値—いずれも、神奈川県労働局 労働者死傷病報告 から

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害等)

平成28年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は49件(前年度比:△26)、業務上としての労災支給決定件数は18件(前年度比:△1)、精神障害等の請求件数は140件(前年度比:+22)、業務上支給決定件数は42件(前年度比:+4)でした。(図10-1・10-2)



(神奈川県労働局 労災補償課調べ)

11 健康診断結果

平成 29 年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は 54.99%で、平成 28 年から 0.92 ポイント増加しました。全国平均(54.08%)に比較した有所見率は平成 29 年もまた全国平均を上回りました。(表 11-1、図 11-1・11-2)

特殊健康診断では、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質で有所見率が前年を上回りましたが、鉛業務の有所見率は前年をやや下回りました。(表 11-2、図 11-3)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 定期健康診断結果報告・特殊健康診断結果報告 から)

(平成29年1月~12月)

区分 業種	実施事業 場数	有所見者 数	有所見率 (%)	医師の 指示 人数	医師の 指示 率	聴力 1000Hz		聴力 4000Hz		聴力 その他	胸部X線	喀痰	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿酸	尿(蛋白)	心臓図		歯科検診												
						有所見 実態者数 数(N)	有所見 実態者数 率(%)	有所見 実態者数 数(N)	有所見 実態者数 率(%)											有所見 実態者数 数(N)	有所見 実態者数 率(%)													
食品製造業	224	17,889	54.5	9,276	28.3	25,326	59	25,322	86	8,083	0.2	29,192	5.3	41.3	0.5	32,833	17.7	26,028	9.4	26,479	14.5	25,947	10.8	32,551	2.9	32,406	4.8	23,132	10.0	634	0.0			
化学工業	171	25,558	13,317	52.1	6,618	25.9	22,167	3.0	22,062	55	4,136	0.2	22,442	3.4	217	0.0	25,855	17.0	22,491	4.6	22,796	15.7	22,432	32.8	21,638	9.3	25,326	2.6	25,359	2.9	19,376	8.7	1,340	1.3
金属製品製造業	89	7,418	3,772	50.8	1,652	22.3	6,557	4.4	6,473	10.3	1,256	1.6	7,004	4.3	0	0.0	7,418	17.1	5,671	5.1	5,884	16.8	5,794	32.1	5,775	11.5	7,322	2.5	7,393	3.2	5,312	8.3	168	0.0
一般機械器具製造業	181	27,936	15,117	54.1	7,348	50.0	24,428	2.9	24,488	76	5,227	0.5	26,729	5.1	365	0.0	27,832	16.7	24,275	4.5	24,760	17.5	24,491	30.7	24,335	11.1	27,839	2.6	27,841	4.1	21,635	9.4	541	15.7
電気機械器具製造業	225	47,392	29,068	61.3	13,549	28.6	40,528	3.0	40,721	62	7,263	0.2	45,735	6.7	246	1.6	47,374	17.2	43,483	6.2	43,843	19.1	43,719	36.8	43,768	14.0	47,162	2.6	47,178	3.5	40,573	9.8	973	16.2
輸送用機械製造業	175	35,468	18,473	52.1	8,229	23.2	28,218	4.2	28,409	12.3	7,954	0.3	29,348	7.5	288	0.3	35,488	18.2	24,634	5.7	24,538	19.1	24,417	33.1	24,452	13.8	35,197	3.0	35,305	4.8	22,673	10.1	1,109	26.5
上記以外の製造業	335	37,758	21,152	56.0	10,344	27.4	34,131	4.1	34,098	88	6,984	0.4	34,618	5.8	515	6.6	37,756	18.5	32,843	6.3	33,346	16.2	33,283	32.9	33,113	10.7	38,246	2.9	38,213	3.6	28,995	11.0	780	4.2
製造業小計	1,400	214,393	118,768	55.4	57,016	26.6	181,285	3.8	181,533	82	40,903	0.3	195,868	5.9	2,044	2.0	214,568	17.6	179,425	6.2	181,626	17.2	180,082	33.8	179,028	11.8	213,645	2.8	213,695	3.9	161,696	9.8	5,545	10.6
土木事業	22	1,708	1,300	76.1	712	41.7	1,670	8.7	1,670	24.9	115	0.0	1,679	8.8	62	0.0	1,708	27.6	1,702	6.8	1,702	20.5	1,702	39.4	1,702	12.4	1,703	4.9	1,703	6.1	1,597	10.1	27	0.0
建築工事業	82	7,843	4,344	55.4	2,414	30.8	7,214	2.9	7,214	71	869	0.0	7,784	3.9	117	0.0	7,843	14.7	7,465	5.3	7,534	17.1	7,534	31.5	7,556	9.8	7,815	3.4	7,815	4.6	6,756	7.4	86	17.4
その他の建設業	62	10,586	6,822	64.6	3,885	34.9	9,422	3.0	9,459	69	1,395	0.4	10,250	5.6	67	0.0	10,586	20.0	10,051	7.5	10,233	21.5	10,219	40.6	10,228	12.9	10,532	3.7	10,540	4.2	8,635	12.7	11	63.6
建設業小計	166	20,117	12,496	62.0	6,811	33.9	18,306	3.5	18,343	86	2,379	0.2	19,713	5.3	246	0.0	20,117	18.6	19,218	6.5	19,469	19.8	19,456	36.9	19,486	11.7	20,050	3.7	20,058	4.5	16,888	10.3	124	17.7
運輸交通業	680	58,957	32,984	56.3	18,015	30.7	50,942	5.1	50,620	137	12,259	0.3	52,226	5.7	474	12.9	58,381	20.3	47,500	6.2	47,033	16.8	46,980	34.3	45,724	12.0	58,259	4.9	58,304	5.3	44,940	10.6	53	30.9
商業	1,211	98,051	54,885	56.0	27,745	28.3	82,912	4.2	82,976	52	15,087	0.5	95,093	4.1	723	2.1	98,051	17.4	86,421	9.1	88,716	13.3	85,472	33.8	84,548	11.2	97,192	2.6	97,133	3.7	79,028	8.9	925	49.1
上記以外の事業	3,484	445,942	241,169	54.1	118,376	26.5	370,350	3.4	368,204	59	78,857	0.4	418,447	5.2	4,659	2.5	445,844	13.6	406,910	6.9	405,073	14.7	403,331	30.8	402,072	9.8	443,797	2.3	444,573	4.3	342,349	9.6	6,094	33.3
合 計	6,941	837,060	460,272	55.0	227,963	27.2	703,775	3.7	702,696	71	148,385	0.4	781,137	5.2	8,146	2.8	836,949	15.7	739,474	6.9	739,917	15.4	735,320	32.3	730,658	10.7	832,945	2.7	837,763	4.2	645,001	9.7	12,741	26.9
平成28年	6,978	857,513	463,851	54.1	232,841	27.2	714,775	3.7	711,913	70	153,917	0.4	796,302	5.2	10,688	1.8	857,457	15.3	750,942	6.7	751,616	15.3	747,226	32.2	742,703	10.4	852,011	2.5	855,504	3.9	655,356	9.7	10,883	30.2

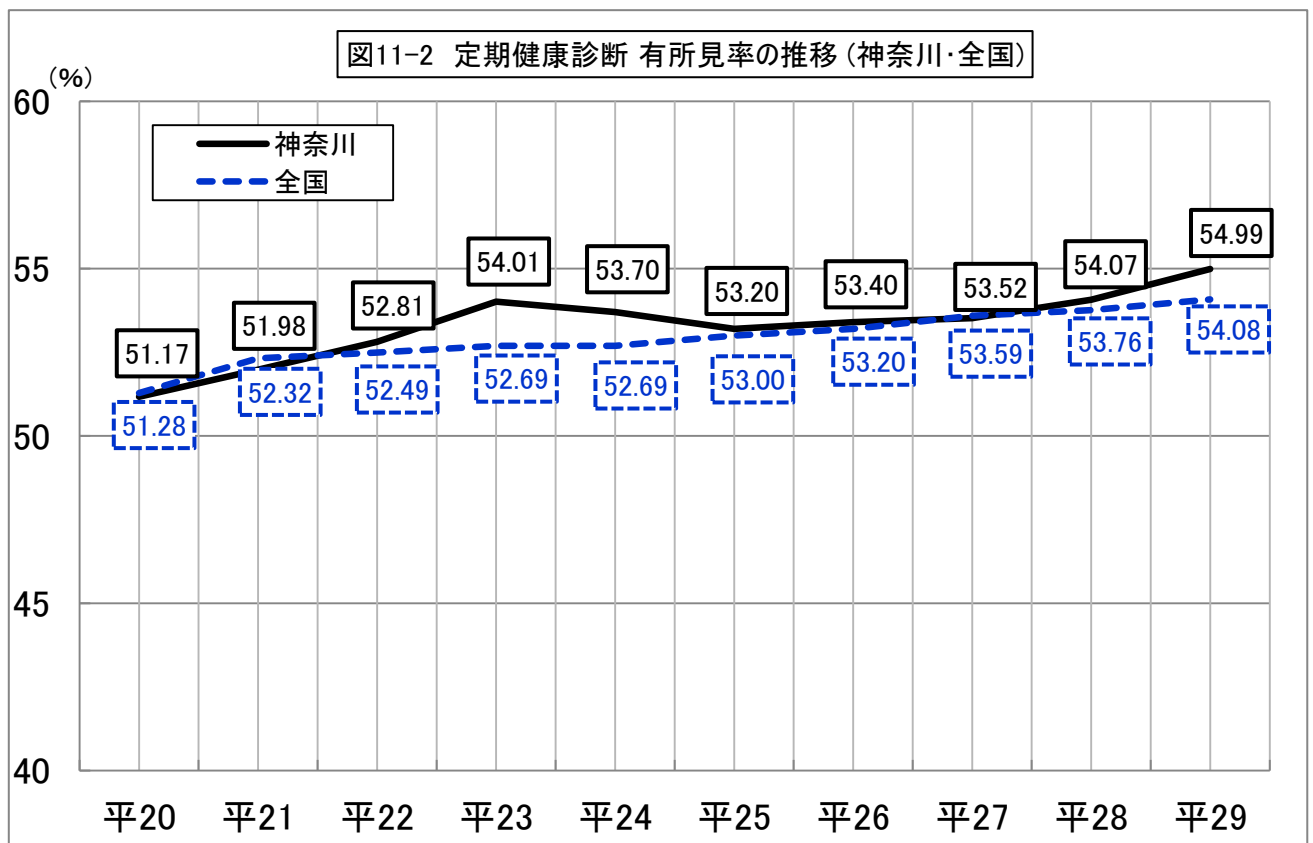
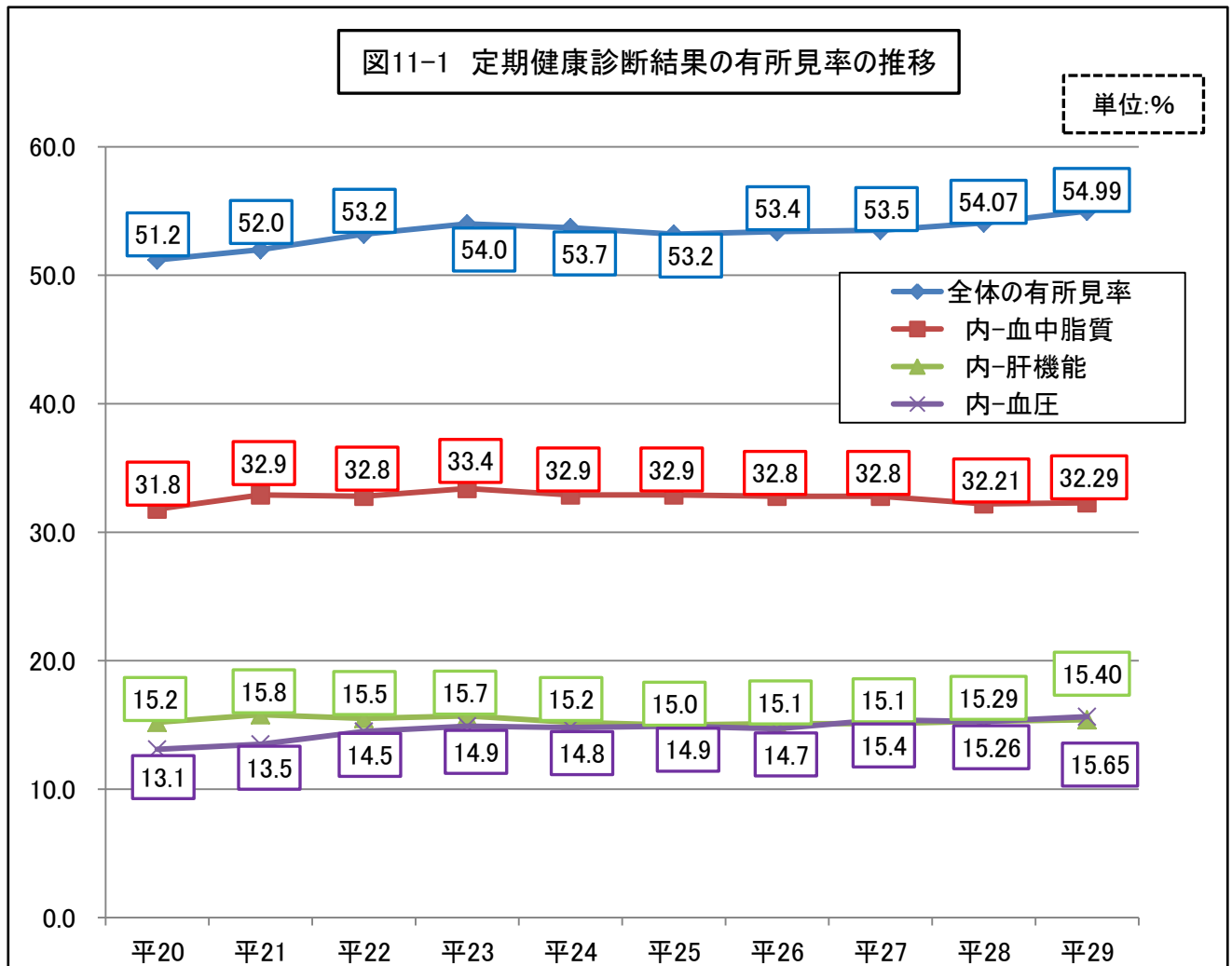
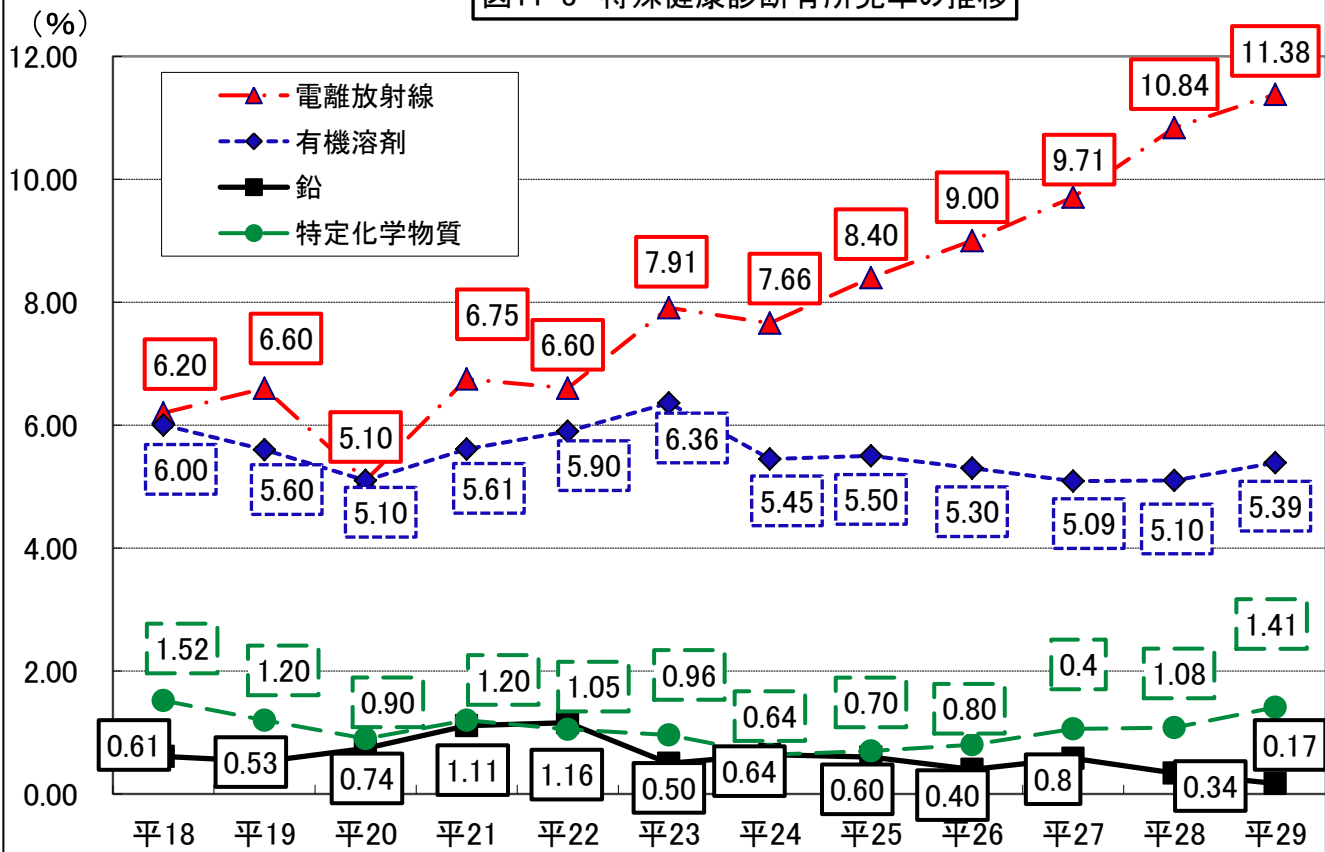


表11-2 年次別特殊健康診断実施状況

(単位:人、%)

年次		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
実施事業場数		4,257		4,536		4,761		4,922		5,206		5,728	
種類	業務別	受診 労働者数	有所見率	受診 労働者数	有所見率	受診 労働者数	有所見率	受診 労働者数	有所見率	受診 労働者数	有所見率	受診 労働者数	有所見率
規則 による もの	有機溶剤	42,974	5.5	43,595	5.5	43,875	5.3	44,630	5.1	44,056	5.10	44,345	5.39
	鉛	4,611	0.4	4,170	0.6	3,978	0.4	4,112	0.6	3,564	0.34	4,058	0.27
	四アルキル鉛	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	電離放射線	18,304	7.7	17,994	8.4	19,461	9.0	20,366	9.7	19,852	10.84	19,182	11.38
	特定化学物質	20,447	0.6	25,398	0.7	30,488	0.8	44,408	1.1	50,167	1.08	53,199	1.41
	高気圧	158	1.3	188	2.1	151	0.7	199	2.5	183	7.10	173	1.16
	石綿	2,961	2.5	3,004	1.9	2,893	1.28	3,030	2.11	1,830	3.06	2,931	1.02
	小計	89,455	4.46	94,349	4.42	100,846	4.34	116,745	4.14	117,822	4.26	120,957	4.44
指導 による もの	紫外線・赤外線	6,175	1.7	5,475	1.3	5,693	1.3	5,885	2.0	5,697	1.86	6,030	2.39
	騒音	20,621	14.0	20,218	14.0	19,751	13.0	22,573	10.4	19,168	14.03	22,165	12.97
	マンガン等	165	0.0	132	0.0	263	0.0	142	0.0	147	0.0	199	7.04
	有機りん剤	121	3.3	98	0.0	102	0.0	92	0.0	54	0.0	98	3.06
	亜硫酸ガス	94	0.0	50	0.0	37	2.7	38	0.0	47	12.77	33	0.0
	脂肪酸の塩化または臭化化合物	33	0.0	82	0.0	103	0.0	91	0.0	62	0.0	163	0.0
	砒素(三酸化砒素を除く)	155	0.7	149	0.7	156	3.2	158	0.0	191	3.14	166	3.61
	メチレンジフェニルイソシアネート	223	0.9	226	0.4	227	0.0	180	0.0	229	0.0	231	0.0
	振動工具(チェンソー以外)	4,413	6.8	4,631	6.5	4,227	6.7	4,141	9.3	4,192	9.92	4,604	9.36
	重量物	622	5.3	589	12.6	727	14.0	660	7.7	891	12.01	669	8.22
	引金付工具	2,882	3.0	3,436	2.8	2,987	4.9	2,898	4.6	2,897	4.76	3,594	6.65
	VDT作業	32,289	3.6	33,839	3.8	33,485	2.7	35,150	3.0	36,242	3.56	32,522	4.12
	レーザー機器	2,305	3.3	2,862	1.8	1,721	4.7	2,069	4.2	1,947	4.16	1,941	3.97
	その他	113	5.3	114	5.3	175	2.9	121	11.6	166	9.64	130	10.00
	小計	70,211	6.7	71,901	6.6	69,654	6.0	74,198	4.21	71,930	6.75	72,545	7.16
合計	156,705	5.6	163,246	5.4	167,607	5.1	187,913	4.8	189,752	5.20	193,502	5.46	

図11-3 特殊健康診断有所見率の推移



じん肺健康診断の有所見者数は堅実に減少しており、有所見率(0.12%)も全国平均(0.64%)を下回っています。(表 11-3) (じん肺健康管理実施状況報告から)

表11-3 じん肺健康管理実施状況

年	じん肺健診 受診労働者数	有所見者数				有所見率(%)	
		管理2	管理3	管理4	計	神奈川	全国
14	11,186	142	51	0	193	1.7	4.9
15	10,437	135	45	2	182	1.7	4.0
16	10,309	168	54	0	222	2.2	3.6
17	11,204	113	33	0	146	1.3	3.1
18	12,800	109	43	0	152	1.2	2.7
19	11,419	84	31	0	115	1.0	2.3
20	11,498	102	10	14	126	1.1	2.2
21	11,785	65	4	1	70	0.6	2.0
22	12,514	62	20	0	82	0.7	1.6
23	11,023	51	14	0	65	0.6	1.4
24	11,769	37	7	0	44	0.4	1.3
25	10,703	27	4	0	31	0.3	1.0
26	11,036	22	2	1	25	0.2	0.9
27	13,599	25	6	3	34	0.3	1.0
28	11,613	10	0	1	11	0.09	0.66
29	10,502	13	0	0	13	0.12	0.64

※ 本統計には随時申請によるものは含まない。

平成 27 年 12 月から改正・労働安全衛生規則に基づいて施行されたストレスチェック制度に関し、平成 30 年 3 月末までに、50 人以上事業場の 54.6%からストレスチェックの実施結果報告が提出されています。この内、集団分析を行った事業場は全体の 43.3%で、また検査を実施したのは対象労働者の内 75.7%、この内、医師による面接指導を受けたのは 全体の 0.52%という状況になっています。(図 11-4、表 11-4)

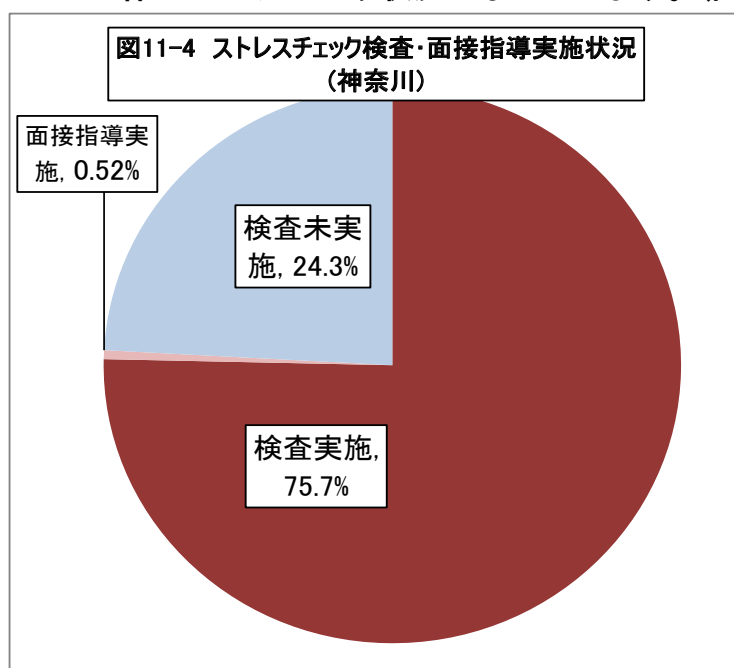


表11-4 平成29年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況（規模別）

平成30年4月26日 現在
神奈川県

規 模	検査実施 事業場数	在 籍 労働者数	検査を受けた労働者数				検 査 実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指 導 実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合 計		面接指導を実施した医師			合 計		分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
			専任産業 医	専属医師 等	非専属医 師等			専任産業 医	専属医師 等	非専属医 師等				
50～99	2,715	194,374	71,731	9,725	58,715	140,171	72.11%	816	44	106	966	0.69%	2,088	627
100～299	2,104	327,498	134,444	15,730	90,354	240,528	73.44%	1,130	53	188	1,371	0.57%	1,687	417
300～999	551	259,286	121,611	21,191	61,920	204,722	78.96%	722	80	79	881	0.43%	469	82
1000～	74	125,168	71,503	6,517	22,987	101,007	80.70%	279	14	44	337	0.33%	68	6
合 計	5,444	906,326	399,289	53,163	233,976	686,428	75.74%	2,947	191	417	3,555	0.52%	4,312	1,132

全国計

規 模	検査実 施 事業 場 数	在 籍 労働 者 数	検査を受けた労働者数				検 査 実 施 率	面接指導を受けた労働者数				面接指 導 実 施 率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合 計		面接指導を実施した医師			合 計		分析あり 事業場 数	分析なし 事業場 数
			専任産 業医	専属医 師等	非専属 医師等			専任産 業医	専属医 師等	非専属 医師等				
50～99	49,471	3,598,638	1,361,966	220,220	1,206,976	2,789,162	77.51%	13,494	657	2,210	16,361	0.59%	39,186	10,285
100～299	35,318	5,534,350	2,211,643	404,419	1,734,379	4,350,441	78.61%	17,908	1,197	3,263	22,368	0.51%	29,196	6,122
300～999	8,110	3,841,946	1,804,812	365,255	870,372	3,040,439	79.14%	11,358	1,009	1,431	13,798	0.45%	7,076	1,034
1000～	1,041	1,960,257	1,231,223	156,686	206,050	1,593,959	81.31%	6,427	575	379	7,381	0.46%	944	97
合 計	93,940	14,935,191	6,609,644	1,146,580	4,017,777	11,774,001	78.83%	49,187	3,438	7,283	59,908	0.51%	76,402	17,538

(図 11-4、表 11-4 とも、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から)

『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 2018年5月作成

計画期間

*2018年度～2022年度（5か年計画）

計画の全体目標

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（2017年比）

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【2017年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

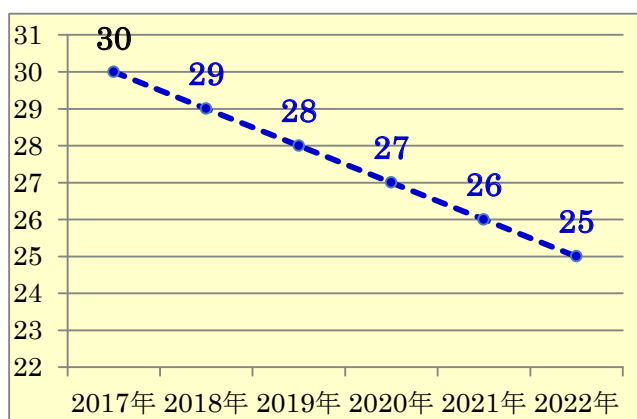
【2022年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

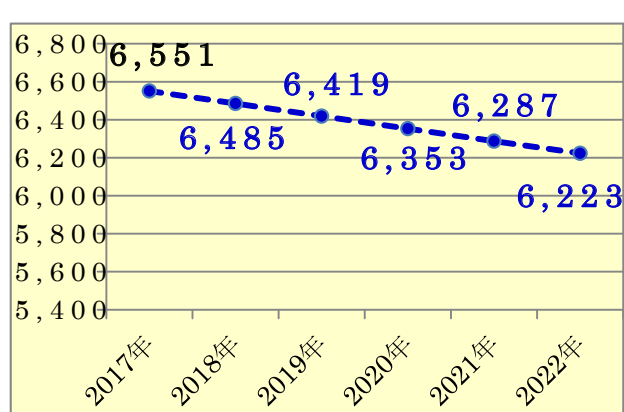
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

2022年目標への各年ごとの具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



（点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値）

重点事項ごとの具体的取組

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

(1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

* 墜落・転落災害防止対策の徹底 * 解体工事における安全対策の徹底 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 * 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 * 伐木等の作業における安全管理の徹底 * 安全教育の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * 建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 * 熱中症予防対策の徹底

(2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

* 「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 * 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 * 「危険の見える化」措置の活用促進 * (公社)神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

(3) 熱中症対策

* 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 * 健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止 * JIS規格に適合したWBGT値測定器の普及促進及び、WBGT値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 * 建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

(1) 労働者の健康確保対策の強化

* 企業における健康確保措置の推進 * 産業医・産業保健機能の強化

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

* 長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

* 各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 * 神奈川産業保健総合支援センターによる支援 * 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 * 各事業場におけるパワーハラスメント対策の推進 * 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店）

* 多店舗展開企業等に対する取組 * 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 * 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 * 多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 * 業界単位での労働災害防止対策の推進 * 中央労働災害防止協会との連携 * 安全衛生教育の推進 * 転倒災害、腰痛災害防止の推進 * 危険の見える化の推進

(イ) 陸上貨物運送事業対策

* ①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役5大災害」という。）の防止対策の推進 * 陸運事業場への支援 * 「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 * 陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部との連携

(ウ) 転倒災害の防止

* 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 * 「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

(エ) 腰痛災害の予防

* 安全衛生教育の確実な実施 * ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 * 介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 * 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 * 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務に対する機械等の普及促進 * 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部との連携

(オ) 交通労働災害対策

* 春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 * 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

(カ) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

* 規則改正された 3 t 未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 * 「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

* 「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 * 「危険の見える化」について神奈川局ホームページを活用した情報提供

(2) 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

* 高齢労働者に配慮した職場環境の改善 * 転倒災害や腰痛予防のための取組強化 * (改正予定)「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 * 「危険の見える化」措置の活用促進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

* 法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 * 労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

(2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

* 労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 * 神奈川産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策

* 「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 * がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及び SDS 交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を促進

(2) 石綿による健康障害防止対策

* 建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 * 労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

(3) 受動喫煙防止対策

* 受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

(4) 粉じん障害防止対策

* 「第 9 次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

* 安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

(2) 企業のマネジメントへの安全衛生の取組

* 安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

* 国際規格 ISO 45001 の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 * 改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

(4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

* 関係行政機関との連携・協働 * 国、神奈川県、各市町村との連携・協働 * 専門家との連携・協働 * 労働災害防止団体との連携・協働 * 業界団体との連携・協働 * 産業保健機関等との連携・協働

7 安全衛生教育及び人材育成の推進

* 「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 * 労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立 * 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指導 * 派遣労働者に対する教育の徹底 * 事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

重点対策の目標設定

※2018年から2022年の上段は目標値、下段は実績を示す

	業種	種別	2017年	減少目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
					※	※	※	※		
災害減少	全業種	死亡者数	30	15%減少	29	28	27	26	25	
		死傷者数	6,551	5%減少	6,485	6,416	6,353	6,287	6,223	
	小売業	死傷者数	839	5%減少	830	821	813	805	797	
	社会福祉施設 ※	死傷者数	621	5%減少	623	625	627	629	630	
	飲食店	死傷者数	364	5%減少	360	356	352	348	345	
	陸上貨物運送事業	死傷者数	925	5%減少	915	905	896	887	878	
	建設業	死亡者数	6	15%減少	5	5	5	5	5	
		死傷者数	730	10%減少	715	700	685	671	657	
	製造業	死亡者数	6	15%減少	5	5	5	5	5	
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000	979	959	939	919	
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策		① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。 ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017神奈川)とする。							
	腰痛予防対策	小売業	死傷災害	58	5%減少	57	56	55	54	54
		社会福祉施設 ※	死傷災害	131	5%減少	131	131	131	131	132
		飲食店	死傷災害	11	5%減少	10	10	10	10	10
		陸上貨物運送事業	死傷災害	70	5%減少	69	68	67	66	66
	熱中症対策		熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「2022年最終目標」欄の「○○%減少」は、「2017年の災害発件数に対して2022年までに、○○%以上減少させる」の略である。

注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から2022年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

13 平成29年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 5時頃	小売業 30名～49名	起因物なし その他	早朝の出勤途中、駅前バスロータリーのベンチ付近で被災者が倒れているところを通行人に発見された。長時間労働による過重業務として労災認定されたもの。
2	1月 5時頃	陸上貨物運送事業 50名～99名	起因物なし その他	被災者が自家用車を運転中、ゆるやかな左カーブで反対車線に進入し、そのまま反対車線側の商業店舗に激突した。死亡原因は、腹部大動脈瘤破裂による失血死であった。 その後の調査で、特に過重な業務に従事していたと認められた。
3	2月 17時頃	土木工事業 1名～9名	掘削用機械 激突され	掘削用機械を4tトラックの荷台に乗せようとした際に、掘削用機械が倒れてアームの下敷きになったもの。道板は使用していなかった。
4	2月 6時頃	化学工業 1名～9名	爆発性の物 火災	始業前の早朝に工場建屋から出火し、焼け跡から被災者の遺体が発見されたもの。
5	2月 16時頃	広告・あっせん業 10名～29名	乗用車、バス、バイク 交通事故(道路)	配送業務終了後に事業場に戻る途中、国道1号線を走行中、被災者が運転する車が反対車線に飛び出して大型貨物車と衝突したものの。
6	2月 6時頃	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業) 1名～9名	階段、棧橋 墜落、転落	ビルの内部階段でモップを用いての清掃作業中に転倒し踊り場に転落したものの。
7	3月 10時頃	食料品製造業 100名～299名	食品加工用機械 はさまれ、巻き込まれ	食料品加工工場内で製品の具材を攪拌機で攪拌する作業中、攪拌機の回転している羽に身体が巻き込まれて死亡したものの。

番号	発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
8	3月 16時頃	土木工事業 10名～29名	玉掛用具 飛来、落下	桁製作ヤード内において、橋型クレーンを使用して鋼製型枠（総重量1.8t）を2本のナイロンスリングで玉掛けし吊り上げて移動中、1本のスリングが切断して荷が傾斜しながら落下、もう1本のスリングも切断した。このため鋼製型枠が落下、下にあった発電機に当たって跳ね返り、そばにいたクレーン操作者に激突したものの。
9	3月 16時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	はしご等 墜落、転落	客先にて、トラックに載せた積荷にシートをかける作業を行っていた際、脚立の上に乗って作業していたところ、脚立から墜落したものの。
10	4月 16時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	フォークリフト 激突され	コンテナ内において、被災者が1番奥に積込まれた荷の固定状況をカメラで撮影していたところ、荷を載せたフォークリフトの運転手がそれに気づかずコンテナ内に進入したため、激突された後、1番奥の荷とフォークリフトで運ばれた荷の間に挟まれたままとなったもの。
11	4月 23時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	トラック 交通事故(道路)	トラックで取引先の印刷工場から翌日の朝刊を配送するため、国道を走行していたところ、交差点を直進で進入中に反対車線から右折してきた乗用車に衝突され、トラックが横転した。搬送先病院で死亡が確認された。
12	4月 10時頃	その他の鉄鋼業 30名～49名	玉掛け用具 はさまれ、巻き込まれ	クレーンを使用して鉄板の束の積み替え作業中、玉掛け用具（ハッカー）の一部が近接した荷の山（鉄板の束を重ねたもの）の上部に接触し、ハッカーが鉄板の束から外れた。ついていた鉄板の束が崩れたことによりクレーンを操作していた被災者が後方にあった別の荷の山との間に挟まれたもの。
13	5月 10時頃	その他の商業 50名～99名	玉掛け用具 はさまれ、巻き込まれ	自社敷地内において移動式クレーンを使用して敷鉄板の移動を行っていた。敷鉄板の片側を接地した状態で引き起こし、被災者が敷鉄板に付いた土を取り除こうと敷鉄板に接近した際、敷鉄板の穴の部分にかけていた玉掛け用フックが外れ敷鉄板が被災者側に倒れてきたもの。
14	5月 13時頃	その他の小売業 10名～29名	トラック 墜落、転落	得意先のイベントで商品の展示販売を行い、展示品の撤収作業中、展示品を積んだトラックの荷台に被災者は乗って展示場内を移動していた。トラックが左折した際、荷台で転倒、トラックから地上面へ落下し頭部を打撲したもの。病院に運ばれ治療を受けたが数日後に死亡した。

番号	発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
15	5月 21時頃	その他の医療保健業 10名～29名	バイク 交通事故(道路)	被災者は所属事業場から他の事業場に向かうため、大型自動二輪車で道路を直進中、薬局の駐車場に入るために右折した普通自動車と接触したものの。
16	6月 11時頃	建築工事業 1名～9名	その他の仮設物、建築物、構築物等 飛来、落下	免震用の仮設ブレース（H鋼材、長さ5メートル、重さ約1.75トン）の取り外し作業のため手動のチェーンブロック2個を使用して仮設ブレースを吊り上げていたが、仮設H鋼材が振れたため、チェーンブロックのアンカー部分に衝撃が加わりチェーンブロック及び仮設ブレースが落下、直下にいた被災者に当たり、被災者は床面との間に挟まれたもの。
17	7月 9時頃	食料品製造業 30名～49名	はしご等 墜落、転落	工場内の搬入扉から冷凍マグロを受け入れる作業中、最大高さ約1.28mの台に上がり、冷凍マグロを手かぎを使って引き込んでいたところ、被災者が台の上から床面に転落し、肝臓破裂による出血により死亡したものの。
18	7月 10時頃	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業) 300名～	開口部 おぼれ	マンション内の清掃業務を行っていた被災者が、敷地内にある雨水枡の蓋を開け、枡内に自身の右腕を入れ、そのまま枡内を覗き込む形で上体を入れた後、枡内に頭から落ち込んで脱出できなくなり、雨水枡内部に溜まっていた水（水位約12cm）を吸入したことにより、溺死したものの。
19	7月 10時頃	建築工事業 1名～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	工場のスレート屋根を補修する作業を行っていた労働者が、休憩を終えて作業箇所へ移動していたところ、スレートを踏み抜いて約4メートル下のコンクリート上に墜落したものの。
20	8月 15時頃	清掃・と畜業 10名～29名	トラック 墜落、転落	被災者と運転手の2人で貨物自動車です町の資源ごみを回収。プラント内で計量終了後、車体後方のあおりを下げて古着置場で古着を荷卸した後、ペットボトル置場に移動するため、被災者を貨物自動車の荷台に乗せて、あおりを下げてそのまま時速5km程度で50メートル程度移動したところ、被災者が墜落したものの。
21	8月 9時頃	教育・研究業 300名～	建築物、構築物 墜落、転落	当該事業場の屋外通路外側の区域の除草作業を行うにあたり、除草する区域における蜂の巣の有無の確認を熊手をを用いて行っていた際、誤って開口部より約5メートル下の地下駐車場に墜落したものの。屋外通路と除草する区域の間には手すりが設けられていたが、手すりを乗り越えて作業する区域に立ち入る必要があったものの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
22	9月 3時頃	清掃・と畜業 50名～99名	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	修理業者が産業廃棄物の選別・破砕等を行う処理施設に設置されているコンベアの修理作業を行っていたが、修理作業が終わり試運転させたところ、異音が発生したため直ちに停止させて周辺を確認したところ、付近でコンベア部品の加工作業をしていた当該事業場の作業員が当該コンベアに巻き込まれていたもの。
23	9月 12時頃	その他の事業 1名～9名	エレベータ、リフト はさまれ、 巻き込まれ	病院内の入院患者用の食事を運搬するために設置された小荷物昇降機の不具合を確認するため、5階の荷の積卸口において戸を全開にして、搬器を50～60センチ下げた状態で頭部から胸部を昇降路内に入れていたところ、上昇してきた搬器の上部と荷の積卸口にはさまれたもの。
24	9月 6時頃	金属製品製造業 30名～49名	その他の動力運搬機 はさまれ、 巻き込まれ	自動めっき装置ラインにおいて、製品を各めっき槽に投入する搬送機械が下降してきたところに体が挟まれてしまったもの。 めっき槽と搬送機械のラインは、途中でUターンしている形状で、搬送機械は、横移動→下降→上昇→横移動を繰り返している。
25	9月 1時頃	警備業 300名～	その他の装置、 設備 はさまれ、 巻き込まれ	被災者は商業店舗の警備を行っていたが、店舗の従業員が店舗の営業時間が終了後帰る際に、駐車場のシャッターが完全に閉まっていなかったのを確認したところ、被災者がシャッターと乗っていたバイクに挟まれていたもの。
26	9月 8月時頃	建築工事業 1名～9名	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者は、当日作業予定の現場に向かう前に前日に完工した建設現場に置き忘れた会社所有の工具を取りに行くため、自宅から当該現場にバイクで向かう途中、赤信号の交差点を直進して右折車両と衝突したもの。被災者は、工具を回収した後、そのまま当日作業予定の現場へ向かう予定であった。調査の結果、業務上災害と認定された。
27	10月 10時頃	製造業 100名～299名	トラック はさまれ、 巻き込まれ	製品の原料物質(液状)を運搬してきたタンクローリーが所定の荷卸し場手前に一旦停止、再度前進したところ、後部バルブを開けようとローリーの車台後部に乗った荷卸し作業員(派遣労働者)が車台から転落、ローリーの後部車輪に轢かれ死亡したもの。
28	12月 14時頃	土木工事業 1名～9名	高所作業車 はさまれ、 巻き込まれ	高所作業車(トラック式)2台を使用して、隧道補修作業を行っていた際、作業箇所変更のため、高所作業車の運転者である被災者がアウトリガーのジャッキを上げたところ高所作業車が逸走し、もう一台の高所作業車との間に挟まれたもの。

番号	発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
29	12月 10時頃	その他の事業 10名～29名	建築物、構築物 墜落、転落	被災者は一人で戸建住宅の完了検査を行っていたが、隣地の敷地内に倒れているところを発見されたもの。完了検査を行っていた建物の敷地との間には約1.6メートルの段差があった。
30	1月 4時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	起因物なし その他	夜勤乗務中、無線で連絡がとれなくなった被災者が道路脇に停まった車両の運転席で心肺停止の状態で見つかったもの。その後の調査で過重な業務に従事していたことが認められたもの。

神奈川県労働局労働基準部

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

監督課 045 (211) 7351 F A X 045 (211) 7360

安全課 045 (211) 7352 F A X 045 (211) 0048

健康課 045 (211) 7353 F A X 045 (211) 0048

貸金室 045 (211) 7354 F A X 045 (211) 7360

労災補償課 045 (211) 7355 F A X 045 (211) 7370

労働基準監督署一覧

	管轄区域	郵便番号	住 所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署	横浜市（鶴見区） ※扇島の「川崎南管轄」を除く	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市（川崎区、幸区）、横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市（中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3191
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市（西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

災害発生事例

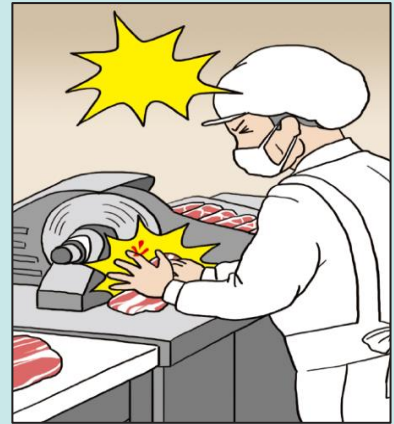
はさまれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



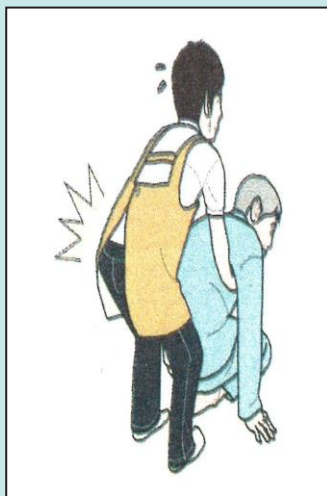
火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



激突災害

